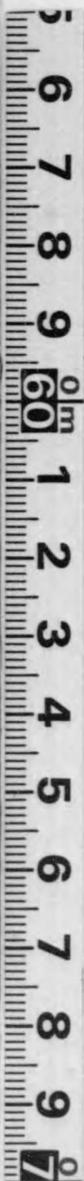


327

986口

廣島縣產業概覽

大正九年十二月



始



廣島縣產業概覽

大正九年十二月

廣島縣內務部

327-986

總

說

目

次

一、位置	一
二、地勢	一
三、氣候	一
四、土地	三
五、土地性	三
六、戶口	三
七、産業の概況	三
(一) 生産總額比較表	三
(二) 一方里及二戸當一人當生産力比較表	四
(三) 重要物産の現況と其の消長	五
農事	五
一、縣産業技術郡市所在	七
二、縣立農事試驗場	七
三、耕地整理	八
四、穀物検査	八
五、病虫害豫防	九
六、農家副業奨励	九
七、縣農會費補助	〇
畜産業	一
一、技術員設置	一

大正  
10 6 10  
内交

蠶絲業

- 二、種畜場.....一
- 三、種牡牛馬下付.....一
- 四、國有種牡馬種付費補助.....二
- 五、乳油製造所補助.....二
- 六、牝馬購入費補助.....二
- 七、畜牛結核病豫防.....二
- 八、畜產組合聯合會費補助.....二
- 蠶絲業.....二
- 一、技術員設置.....三
- 二、縣產業技手郡市駐在.....三
- 三、原蠶種製造所.....三
- 四、農事講習所.....三
- 五、蠶業取締所.....三
- 六、桑苗圃費補助.....四
- 七、養蠶組合費補助.....四
- 八、蠶絲業講習教師派遣.....四
- 九、蠶種組合費補助.....四
- 一〇、製絲同業組合費補助.....四
- 林業.....四
- 一、技術員設置.....五
- 二、森林基本調查.....五
- 三、公有林野植樹獎勵.....五
- 四、森林組合地區內未立木地造林獎勵.....五



水產業

- 五、竹林造成獎勵.....六
- 六、樹苗養成獎勵.....六
- 七、荒廢地復舊費補助.....六
- 八、公有林野整理事業獎勵.....六
- 九、縣有模範林設置.....六
- 一〇、林產副業獎勵.....七
- 一一、廣島縣山林會費補助.....七
- 水產業.....七
- 一、技術員設置.....八
- 二、遠洋出漁獎勵.....八
- 三、漁船改良獎勵.....八
- 四、朝鮮移住獎勵.....八
- 五、廣島鰹網漁業組合費補助.....八
- 六、廣島縣水產組合費補助.....九
- 工業.....九
- 一、縣立工業試驗場.....〇
- 二、確詰檢查所.....〇
- 三、實業獎勵.....一
- 四、同業組合費補助.....二
- 五、染織事業費補助.....二
- 商業.....二
- (一) 會社數及其資本金額表.....三
- (二) 銀行數及其資本金額表.....三

(三) 各種預金表.....三三

(四) 各種貸出金表.....三四

(五) 金利表.....三四

産業組合.....二五

(附 録)

一、各種團體に關する調.....二七

二、關係規程.....三五

工

一、各種工業.....二八

二、關係規程.....三五

水

一、各種水利.....三六

二、關係規程.....三五

### 廣島縣 産業 概覽

#### 總 說

一、位 置  
 廣島縣は安藝備後兩國を管し北緯三十四度二分より三十五度六分に至り西經三十二度四分に起り百三十三度三十七分に終る東西凡三十三里南北凡二十九里にして面積五百四十一方里に及へり安藝國は二市七郡より備後國は二市九郡より成る其の疆域東は岡山縣備中西は山口縣周防北は鳥取縣伯耆及島根縣出雲石見の諸國に接し南は海を隔て、愛媛縣伊豫と相對す

#### 二、地 勢

本縣は一般に山嶽に富み平地に乏しく林地の面積は實に全縣面積の約八割六分に達す殊に北部一帯地は隆起して山陽山陰兩道の分水嶺を爲し其の支脈蜿蜒として備中備後安藝周防各國境を南走し幾多の峰巒を重疊起伏せしめ終に瀬戸内海に到りて盡き更に無數の群島を星羅棋布して伊豫周防の諸島と相交错す山嶽は特に峻嶺と稱すべきものなきも野路、苅尾、大都智、鷹ノ巢、吳婆々宇十方及冠等の諸山は著しきものなり河川は多く源を北方に發し南流して瀬戸内海に入る太田川、蘆田川、黒瀬川は其の大なるものにして小瀬川、沼田川、東城川之に亞ぐ獨り可愛川は北流して江川に合し日本海に注げり島嶼の重なるものは能美島、江田島、大崎島、嚴島、蒲刈島、倉橋島、因島、生口島、向島等とす地勢山地に富めるを以て平地は河川の流域及沿海地方に於て僅に之を見るのみ

#### 三、氣 象

イ、氣温 一月二月は沿海部に於ては平均五度以上其他は五度以下にして安藝北西隅備後極北部神石郡等にては二度未満の所多し三月に入れば沿海地方にては十度となるも北部國境附近にては六度以下なり四月には比叡郡北東隅を除く外は各地とも十二度以上とす

なり沿岸にては十五度に達する所あり五月には西城川の上流域を除く外は十七度以上となり沿岸にては二十度に垂れんとす六月には各地とも二十度を越へ沿岸にては二十三度以上の所あり七月は安藝北西部備後北部神石郡世羅郡等にては二十四度餘なるも其の他にては二十五度以上にして瀧田川下流域にては二十七度を越へ八月には各地とも二十五度以上となり沿岸にては二十八度を越へ九月には沿岸にてはなほ二十五度の所あるも安藝北西部備後北部世羅郡等にては二十二度以下なり十月には沿岸にては二十度以下に近きも山縣郡の北西隅、神石郡、比婆郡極東部等にては十五度以下となり十一月には豊田郡の沿岸にては十五度を示せるのみにして安藝北西部備後北部にては十度以下となり十二月には沿岸にては七度以上なるも北部にては五度以下となり備後北部にては四度以下の所多し年平均を見るに縣の南西部は十五度より高く沿岸にては十七度に達す反之北西部は十五度より低く安藝北西部備後北部にては十四度以下なり

□、降水量 冬季は沿岸部に少く五十耗以下なるも北部に至るに従ひ増加し中國山脈に近き地方にては百耗を越へ三月に入れば各地とも六十耗以上となる而して備後(極北部を除く)豊田郡にては百耗以下其の他にては百耗以上あり四月には殆んど全部百耗以上となり賀茂、安藝、安佐、佐伯の各郡にては百五十耗を越へ五月は前月よりも減少し廣島市佐伯郡にては百五十耗以上あるも其の他にては百耗以下の所少からず六月は賀茂、安佐、山縣、安藝、佐伯の各郡及び比婆郡東部等にては二百耗を越へ七月は賀茂郡、佐伯郡及び西城川上流域等にては二百耗以上なるも備後中部同南東部山縣郡東部等にては百五十耗以下なり八月は安藝極西部にては百五十耗以上あるも豊田郡備後南部等にては百耗以下の所多し九月は沼田川馬洗川の各流域備後南東部比婆郡北部等にては少くして百五十耗以下なるも其の他は百五十耗以上なり十月は備後にては百耗以下の所多く安藝にては百耗以上の所多し然れども百五十耗に達したる所なし十一月は百耗以下にして沼田川流域御調郡南部等にては五十耗未滿なり年總量を見るに山縣郡西部佐伯郡廣島市原村高原附近等に多くして千五百耗を越へ佐伯郡の北西部にては二千耗以上あり其の他は千五百耗以下にして沼隈郡松永町にては九百耗に達せず

ハ、風 沿岸部にては海陸風著しく發達し冬季は多し晴日は之が發達を見ること稀なりとせば然れども冬季は概して北乃至西風吹き風力強大なる日は西偏風なる

ニ、霜雪 初霜の平均期日は安藝北西隅にては十月下旬、比婆郡の大部分神石、甲奴、世羅各郡佐伯郡の内陸山縣郡北部等にては十月中旬其の内陸部全部にては十一月月上旬沿海部は十一月半以降なり然れども最も早きは沿岸部に於て十月下旬に之を見、山縣、佐伯の各北西部に於ては九月中旬に初めて之を見たることあり而して終霜の平均期日は沿海部にては三月下旬若くは四月上旬なるも内陸部にては四月下旬以降にして佐伯郡北西隅山縣郡の西部及北部世羅、甲奴、神石、比婆の各郡にては五月上旬の所多く吉和村

四、土 性

地質は花崗岩地最も多く石英斑岩地之に亞き秩父古生層の如きは備後の東北部及安藝の西端に於て稍廣濶の地盤を構成せるに過ぎず其の他は玄武岩第三紀層第四紀層と共に花崗岩若は石英斑岩地帯内に介在す

五、土 地

大正八年の統計に依れば土地の種別、段別左の如し

官 目	有 段	地 別	民 目	有 段	地 別
田	田	田	田	田	田
畑	畑	畑	畑	畑	畑
宅	宅	宅	宅	宅	宅
公	公	公	公	公	公
社	社	社	社	社	社
荒	荒	荒	荒	荒	荒
墳	墳	墳	墳	墳	墳
池	池	池	池	池	池
沼	沼	沼	沼	沼	沼

雜種地	1,100
國有林	2,108.9
計	3,208.9
牧場	1,100
荒地	2,108.9
免租地	3,208.9
計	5,776.7

六、戸口

大正八年十二月末日現在現住戸數は三十二万四千三戸にして人口は百六十七万一千八百二人なり而して本縣人口の全國に於ける地位(大正七年十二月)を見るに其の總數に於て第八位、一方里密度に於て第十六位に在り

七、産業の概況

大正八年縣下の生産額は農業一億一千八百八十三万七千七百八十八圓、蠶業千二百六万六千四百八十一圓、畜産七百五十三万九千七百九十九圓、工業一億六千五百五十一万六千六百五十八圓、水産千五百二十三万二千五百八十三圓、林業千六百六十六万七千四百十圓、鑛業五百五十四万八千六百八十四圓、總計三億二千四百九十九万四千四百三圓にして一方里に對する生産力は五十九万四千二百二圓、現住戸數一戸に對する生産力は九百九十二圓、現住人口一人に對する生産力は百九十二圓二十五錢三厘に當る今既往五ヶ年間に於ける生産力増加の狀況等を表示すれば左の如し

(一) 生産總額比較表

種別	大正八年	七年	六年	五年	四年	大正四年と全八年との對比
農業	11,000,000	9,100,000	5,500,000	3,500,000	3,000,000	同歩
蠶業	2,100,000	2,100,000	2,100,000	2,100,000	2,100,000	同歩
畜産	7,500,000	7,500,000	7,500,000	7,500,000	7,500,000	同歩
工業	16,000,000	16,000,000	16,000,000	16,000,000	16,000,000	同歩
水産	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	同歩
林業	1,600,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000	同歩
鑛業	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000	同歩
計	32,499,000	32,499,000	32,499,000	32,499,000	32,499,000	同歩

種別	大正八年	七年	六年	五年	四年	大正四年と全八年との對比
畜産	7,500,000	7,500,000	7,500,000	7,500,000	7,500,000	同歩
工業	16,000,000	16,000,000	16,000,000	16,000,000	16,000,000	同歩
水産	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	同歩
林業	1,600,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000	同歩
鑛業	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000	同歩
計	32,499,000	32,499,000	32,499,000	32,499,000	32,499,000	同歩

(二) 一方里及一戸當一人當生産力比較表

種別	大正八年	七年	六年	五年	四年	大正四年と全八年との對比
一方里に對する生産額	5,900,101	4,500,000	3,100,000	1,900,000	1,500,000	同歩
一戸に對する生産額	9,900,000	7,300,000	5,300,000	3,700,000	2,800,000	同歩
一人に對する生産額	1,900,000	1,400,000	900,000	600,000	500,000	同歩

(三) 重要物産の現況と其の消長

種類	大正八年		大正七年		大正六年		大正五年		大正四年		増減
	數量	價額									
米	1,350,194石	16,566,068	1,555,422石	18,885,832	1,555,422石	18,885,832	1,555,422石	18,885,832	1,555,422石	18,885,832	同歩
清酒	1,577,100	6,121,562	1,577,100	6,121,562	1,577,100	6,121,562	1,577,100	6,121,562	1,577,100	6,121,562	同歩
織物	79,553	3,871,553	79,553	3,871,553	79,553	3,871,553	79,553	3,871,553	79,553	3,871,553	同歩
麥	79,553	4,880,473	79,553	4,880,473	79,553	4,880,473	79,553	4,880,473	79,553	4,880,473	同歩
金屬製品	28,668	9,954,492	28,668	9,954,492	28,668	9,954,492	28,668	9,954,492	28,668	9,954,492	同歩
漁産物	28,668	2,050,698	28,668	2,050,698	28,668	2,050,698	28,668	2,050,698	28,668	2,050,698	同歩

漁網	水筆	製炭	菓製	用製	水產	刻煙	木履	丸及	醫油	桑葉	屠肉	雜諸	甘藷	疊表	生糸	黑色
地炭	炭	綿品	品材	實材	製造物	草履	材	角	油	葉	肉	諸	諸	表	糸	染料
七二〇、九	三〇、六六二、七〇	七、〇〇〇、九〇	三〇、〇〇〇、〇〇													
三三、三六	三三、三六	三三、三六	三三、三六	三三、三六	三三、三六	三三、三六	三三、三六	三三、三六	三三、三六	三三、三六	三三、三六	三三、三六	三三、三六	三三、三六	三三、三六	三三、三六
三三、三六	三三、三六	三三、三六	三三、三六	三三、三六	三三、三六	三三、三六	三三、三六	三三、三六	三三、三六	三三、三六	三三、三六	三三、三六	三三、三六	三三、三六	三三、三六	三三、三六
三三、三六	三三、三六	三三、三六	三三、三六	三三、三六	三三、三六	三三、三六	三三、三六	三三、三六	三三、三六	三三、三六	三三、三六	三三、三六	三三、三六	三三、三六	三三、三六	三三、三六

菓	挽	蘭	麥	西	羅	帆	和	味	產	製	英	麻	足	算
子	材	及	木	洋	紙	木	紙	牛	煉	花	製	製	袋	算
三三、三六														
三三、三六														
三三、三六														
三三、三六														

農 事

農業は本縣の主要産業にして大正八年末縣下農家總戸數は二十万七百五十二を算し同年末縣下總戸數三十二万二千二百七十戸に對し六割二分を占む而して耕地反別は田七万六千六百三十町一反歩、畑三万六千五百八十九町歩合計十一万三千二百十九町一反歩なり大正八年の農産物産額は一億一千八百八十三万七千七百八十八圓に達し其の中米百五十一万五千四百十二石其の價額六千九百八十八万五千八百三十三圓麥七十四万三千五百六十七石其の價額千六百十万三千八百八十四圓を主とし食用作物千六百二十七万五千

九百二十九圓、特用作物六百六万五千九百九十四圓、果實二百九十六万八千二百十圓を算す之に農家の副業たる蠶業の千二百六万四千八百八十一圓、畜産の七百五十三万九千七百九十九圓を加ふれば一億五千五百三十二万三千三百十三圓に上り之を農家一戸當收入に見積るときは七百七十四圓に當る而して同年縣下の現住戸數一戸當收入九百九十二圓に對比するときは農家の收入寡少なること二百十八圓を算す近時農家經濟の發達を圖らむか爲主要産物たる米麥の改良増殖を企劃獎勵し特用作物に在りては蘭、大麻、除虫菊、食用作物に在りては蔬菜、甘藷、果實に在りては柑橘、柿等の品質改良並生産増加を促せり又各種副業は漸次發達して農家經濟の伸暢を裨補しつゝあり今縣に於て施設せる事業の重なるものを擧ぐれば左の如し

一、縣產業技手郡市駐在

縣產業技手を郡市に駐在せしめて農事の指導獎勵に當らしむ現在配置せるもの二市十六郡にして人員十八人なり

二、縣立農事試驗場

農事試驗場の創始は實に明治三十二年なれども試驗場としての体裁備はるに至りたるは同三十五年五月佐伯郡己斐町に設置したる以來とす後同四十三年度に於て賀茂郡西條町に新築して本場とし從來のもの之を分場と爲せり而して本場に於ては主として種藝、農藝化學、特用作物等に關する事項を、分場に於ては主として園藝、養鶏に關する事項を掌り氣象の觀測種苗配付、病虫害試驗、見習生養成講習講話、實地指導及質問應答等は兩場の掌る所なり

三、耕地整理 (附録關係規程參照)

技師一名、技手十五名、主事補二名、助手二十一名を置き耕地整理の指導獎勵に當らしむる外整理面積十町歩以上のものに對しては縣費を補助して獎勵せるが整理施行の狀況左の如し

種別	大正七年迄實行反別	大正八年實行反別	將來實行見込面積
基本調査	八、五〇〇圓	二、七〇〇圓	三、七〇〇圓
設計調査	三、二〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、三〇〇圓
工事監督	四、九〇〇圓	五〇、〇〇〇圓	二、四〇〇圓
工増量	三、九〇〇圓	五〇、〇〇〇圓	二、四〇〇圓
工定助成	三、九〇〇圓	五〇、〇〇〇圓	二、四〇〇圓
事務助成	三、九〇〇圓	五〇、〇〇〇圓	二、四〇〇圓
計	一三、〇〇〇圓	一三、〇〇〇圓	一三、〇〇〇圓

八年度縣費補助 規程第一號に依るもの 八、五〇〇圓

全 第二號に依るもの 四、五〇〇圓

四、穀物検査

穀物検査所は縣廳構内に在り縣下に百三十箇所の出張所を置く而して米穀検査は縣外移出のものに對しては強制法(玄米白米共)を採り單に縣内授受のものに對しては任意法とす又俵裝取締規則を發布して包裝の整齊統一を圖れり

五、病蟲害豫防

專務の技手二名、助手一名を置くの外縣理事官、技師、屬、產業技手、農事試驗場勤務產業技師、技手及郡書記、郡產業技手等百四十七名を病蟲害豫防督勵委員と爲し驅除豫防に努めつゝあり尙安藝郡及佐伯郡の一部に於ける柑橘類の害虫(ルビー蠅虫、矢ノ根貝殼虫)の驅除に付ては縣費を補助(八年度)して之を獎勵せり

**六、農家副業奨励**  
 従来副業教師を郡に派遣し講習會を開催する等の方法に依り實地指導奨励を爲しつつ、ありしが九年度新たに専任技術員を設置し益々其の普及發達に努むることとせり今八年に於ける施設事項を擧ぐれば左の如し

事項	講習會 (傳習) 箇所	日數
柑橘接木講習	御調郡内九ヶ町村	一〇
製茶改良講習	山縣、佐伯郡内二ヶ町村	一〇
柿接木講習	安藝、山縣、高田、御調、深安、神石、甲奴、比婆郡内百三ヶ町村	一三九
山菜栽培講習	佐伯、山縣、比婆郡内三ヶ町村	二一
製炭改良、椎茸栽培講習	安佐、高田、賀茂、豊田、御調、世羅郡内二十六ヶ町村	六九
綿織細工講習	神石、比婆郡内二ヶ町村	三〇
竹製品講習	安佐、甲奴、比婆郡内五ヶ町村	三八
炭團製造講習	安佐郡内一村	一八
製紙講習	佐伯郡一町、廣品、甲奴郡内一圓	一五二
木工講習	甲奴郡一村	五
蘭細工講習	福山市、佐伯郡内四ヶ町村	三六
眞田講習	尾道市、御調、沼隈、神石、雙三郡内八ヶ町村	五四
疊表製造講習	佐伯、高田、雙三郡内二十ヶ町村	九〇
計		六七二

備考  
 一、本表には普通農事以外のものをも便宜掲載せり  
 二、本表の外副業奨励の爲め縣費を支出したるものには佐伯郡外六郡聯合副業品展覽會に對し經費を補助したるものあり

**七、縣農會費補助**

(八年度補助 五、五〇〇圓)

事業の概略 技術員設置、講習講話會開催、功勞者表彰、共同購入販賣斡旋、米麥多收作共進會開催、農事展覽會開催、裏作經營改良奨励、町村農會經營指導、耕地整理事務助成、下級農會事業奨励、副業奨励、郡市農會常務員俸給補助、會報發行、農事に關する調査研究等

**畜産業**

本縣の風土は畜産業の經營に適し一ヶ年の産額七百万圓を超ゆ而して斯業は概ね農家の副業として發達したるものにして就中畜牛の如きは農家二十万七千五百五十二戸に對し十万五千六百五十一頭の現在數なるを以て二戸に付一頭弱の割合を以て飼養することとなり馬は九千四百四十四頭、豚は一千三百八十一頭、山羊は百七十六頭、綿羊は十五頭を有す、家禽は消長常ならずと雖三十八万四千六十七羽(鷄三千六百七十羽を含む)の現在を示せり尙大正八年是等家畜の生産は牛二万八百八十三頭、馬四百六十五頭、豚千二百九十六頭、山羊九十一頭、綿羊六頭なりとす今縣に於ける斯業に對する施設を擧ぐれば左の如し

**一、技術員設置**

技師一名、技手一名を置き斯業の指導奨励に當らしむ

**二、種畜場**

大正五年三月の創立にして神石郡油木町に在り種畜の育成配付、家畜飼養蕃殖、牧草並埋草試驗等を主なる業務とし蕃殖用牛四頭育成牛三十頭を收容せり

**三、種牡牛馬下付 (附録關係規程參照)**

(八年度下付) (牛二八頭)

四、國有種牡馬種付費補助 (附録關係規程參照)

(八年度補助 頭數三九〇)

五、乳油製造所補助 (附録關係規程參照)

(八年度補助 三ヶ所)

六、牝馬購入費補助 (附録關係規程參照)

(八年度補助 頭數七)

七、畜牛結核病豫防

八、畜産組合聯合會費補助

(八年度補助額 一、五〇〇圓)

事業の概略 産牛共進會、畜産講習會を開催するの外畜産組合に於て品評會の開催、埋草窖設置、牧草試作及優良牛馬保留飼養等に關する奨励施設を爲すものに對し經費を補助す

### 蠶 絲 業

本縣に於ける蠶絲業は漸次發達の狀況に在りと雖も之を先進地に比すれば猶ほ遜色ありと云はざるを得ず斯業は主として農家の副業として行はるゝものにして大正八年に於ては桑園反別四千四百九反歩養蠶戸數二万四千九百二十八戸、蠶種掃立枚數十八万三千二百七十九枚、收繭額六十八万八千四百四十三貫、蠶種製造高原蠶種三十九万四千八百八十四蛾、普通蠶種八百七十七万二千二百六十八蛾、生絲製造額三万九千七百八十五貫にして桑園一反歩に對する收繭平均十六貫七百八拾立枚數一枚に對する收繭平均三貫八百一十一匁、養蠶戸數一戸に對する收繭平均二十七貫六百八十八匁なり而して收繭額を大正七年に比す

れば約四万石を増加す然れども畑總反別に對する桑園反別の割合は僅に一割にして農家戸數に對する養蠶戸數は一割二分四厘に過ぎず農家戸數耕地面積及氣候風土の關係より考量せば蓋し將來尙大に發展すへき餘地を有す之か振興の方法として縣の施設奨励しつゝある主なる事項左の如し

一、技術員設置

現在技師一名、技手四名、煮繭士二名、製絲教婦三名を設置す

二、縣産業技手郡市駐在

縣産業技手を郡に駐在せしめ蠶絲業の指導奨励に當らしむ現在設置せるもの十六郡十六人なり

三、原蠶種製造所

大正四年度より事業を創始す蘆品郡廣谷村に在り蠶種製造用に供用すへき原蠶種の製造配付を爲し傍ら蠶絲業上必要な試験、調査を行ふ七年度支所一箇所設立のことに決し地を比婆郡庄原町にトして

目下新設工事中に屬す

四、農事講習所

明治三十三年如めて蠶業講習所を開設し栽桑并養蠶法の傳習を爲す同三十九年講習期間を六ヶ月と爲し各郡より設置希望地を調査して開講したりしが大正三年程度を高め農事講習所と改稱し修業年限を二箇年と爲し蠶絲業に關する學理及技術を傳習し兼て普通農事に必須なる課程を授く更に大正七年度規程を改正し修業年限を一箇年に短縮せり蘆品郡廣谷村縣立原蠶種製造所に併置す尙大正七年度より計畫せる支所は原蠶種製造所支所に併置し大正十年度より開設修業期間を六ヶ月と爲し女子のみを收容す

五、蠶業取締所

本所を縣廳構内に支所を蘆品郡府中町、比婆郡庄原町の二箇所に常設し事務繁多の季節に際しては臨

時出張所三箇所（雙三郡三次町、神石郡油木町、福山市）を設置す

六、桑苗圃費補助（附録關係規程參照）  
（八年度反別一二六段）

七、養蠶組合費補助（附録關係規程參照）  
（八年度補助組合數一八五）

八、蠶絲業講習教師派遣

明治三十八年度より製絲講習所を開設するものに對し縣費を以て教師を派遣し同四十四年度より郡又は郡農會設立の蠶業講習所に、大正元年度より接木講習會に、大正二年度より蠶具製造講習會に夫々教師を派遣したり大正七年度よりは縣下器械製糸工場内に煮繭分業沈繰講習を開設せしめ常設製絲教師を派遣しつゝあり

九、蠶種組合費補助

大正二年度以降毎年六百圓乃至一千圓を交付せり（八年度補助額八百圓）同組合は事務所を縣廳内に置き其の事業は蠶種の共同貯藏、技術員の設置、講習會の開設、先進地視察及蠶品種選定協議會開催等なり

一〇、製絲同業組合費補助  
廣島縣器械製絲同業組合に對し大正八年度縣費五百圓を補助せり同組合は大正七年五月の創設にして事務所を蘆品郡府中町に置く其の事業としては同郡出口町に製絲工女養成講習所を開設し優良工女の養成に努めつゝあり

### 林業

本縣は山地に富み林野面積の廣大なる全國中の優位に在り其の實測推定面積七十二万四千四百六十四町

歩に及び實に全管總地積の約八割六分を占め田地面積の九倍半畑地面積の二十倍に該當す而して國有林野は優良なる林相を呈するもの多きも民有林野に於ては豊富なる蓄積を有するもの少く其の立木地面積は約五十二万町歩、未立木地約十五万町歩、荒廢地約八千三百町歩なりとす次に林野施業利用の狀態を見るに民有林の多くは今猶依然舊態を離れず動もすれば植伐の均衡を失し殊に公有林野の如きは積年濫伐の結果地力の衰退せるもの甚からず殊に入會の慣行を有する地方に在りては荒廢最甚しきを見る

大正八年の林産物は生産額千六百六十七万七千四百十圓にして其の主なるものは用材、薪炭材、木炭等なりとす而して同年に於ける一町歩當林産生産額は十七圓一錢（國有林を除く）に相當す今縣に於て施設しつゝある事業の主なるものを擧ぐれば左の如し

一、技術員設置

技師一名、助手二十名、助手三名を置き斯業の指導獎勵に當らしむ

二、森林基本調査

森林が單に木竹薪炭供給の資源に止まらずして實に治水其の他國土保安上重要な任務を有することは言を要せざる所にして其の施設經營に付ては忽諸に附すべからざるものあり殊に最近數年間に於ける時局の影響は森林の狀態に著しき變化を齎せるのみならず大正八年縣下各地に於ける水害に鑑み一層其の切要を感じたるを以て森林基本調査の計畫を樹て大正九年度より向ふ三ヶ年間の繼續事業として之に着手し以て林業に關する完全なる施設經營の基礎を確立せんとせり即ち助手三名助手六名を以て三組の調査班と爲し之に當らしめつゝあり

三、公有林野植樹獎勵（附録關係規程參照）

八年度實施二十五ヶ町村、反別 百九町六畝十四歩

四、森林組合地區内未立木地造林獎勵



九千三百三十八人にして、漁獲高六百九十五万八千三百十三圓、水産製造高三百七万四千二十三圓、水産養殖高七十七万九百八十四圓、遠洋漁獲高五百七十七千二百五十四圓總計千二百三十一万五千七百七十四圓に達す即ち漁民一戸生産高八百五十一圓を算し之を大正四年一戸當に比すれば五百六十圓を、大正六年一戸當に比すれば四百五十六圓を増加せり右の外水産主要物産たる鹽の生産額は二百九十二万二千九圓にして鹽田反別四百八十六町なり即ち一町歩當生産は六千十三圓に相當す由來本縣の漁業は殆ど集約的經營の極に達し加之狹隘なる海面に對し漁村密度大なるを以て本業に向つての施設としては内漁場の整理、漁船の改造、製品の改良養殖業の普及並漁村の改善を期し外朝鮮海關東洲其の他の遠洋出漁の獎勵を爲しつゝあり今縣に於ける施設事業の主なるものを擧ぐれば左の如し

- 一、技術員設置  
技師一名、技手三名を置き斯業の指導獎勵に當らしむ
- 二、遠洋出漁獎勵 (附録關係規程參照)  
(八年度交付 船數 四七艘)
- 三、漁船改良獎勵 (附録關係規程參照)  
(八年度交付 船數 八艘)
- 四、朝鮮移住獎勵  
朝鮮海方面出漁獎勵開始以來其の成績良好なるものあり八年度よりは該地に漁家移住を奨むることゝし右移住者に對して縣費を補助したり  
(八年度交付 移住戸數 二〇戸)
- 五、廣島鯧網漁業組合費補助  
(八年度補助額 一、〇〇〇圓)

事業の概略 朝鮮に移住せる權現網漁業の改良發達並組合員共同の利益を圖る目的を以て大正九年一月從前の廣島縣朝鮮海通漁組合の組織を變更し朝鮮總督府漁業組合令に依り設置せるものにして大正九年度經費豫算經常費七万四千二百二十八圓、共同施設事業費百七万四千七百五十圓主なる業務次の如し

- 一、漁業權の取得及貸付
  - 二、新規漁場の調査試験
  - 三、組合員の保護指導
  - 四、共同販賣事業
  - 五、共同購入事業
  - 六、資金貸付事業
  - 七、廣島縣水産組合費補助  
(八年度補助 一、〇〇〇圓)
- 事業の概略 縣下水産業の改良發達及水産動物の蕃殖保護其の他組合員共同の利益を圖る目的を以て大正五年四月水産組合令に依り設置せるものにして主なる事業次の如し
- 一、試験調査
  - 二、講習講話
  - 三、移住漁村の經營
  - 四、品評會開催
  - 五、會報發行
  - 六、遭難救恤

一、漁業組合共同施設獎勵

工業

本縣の工産物は大正八年生産額一億六千五百五十一万六千六百五十八圓にして其の製造の多くは家内の手工業より漸次時勢の進運に伴ひ機械工業に進展し現に十人以上の職工を有する工場は四百八十七戸に上れり試みに縣下に於ける主要工産物を舉ぐれば酒類二千七百七十八千六百二十九圓、織物千六百七十五万二千二十七圓、罐詰四百七十一万九千九百六十五圓、金屬製品千二百八十七万二千三百三十五圓、帆木綿百六十七万七千三百圓、硫化染料六百五十四万九千二百七十一圓、生絲六百三十万九千七百七十二圓、疊表五百十六万九千八百二圓、醬油三百九十万一千五百八十二圓にして歐洲戰亂の結果本縣の工業に及せる影響を見るに從來振はさりし帆木綿、生絲、縫針、燐寸、刷子、染料等の輸出頗る盛況を來し其の生産に於て著しく増加せり今縣に於て工業の爲施設せる主なる事業を舉ぐれば左の如し

一、縣立工業試驗場

福山市、廣島市の二箇所に設置す前者は福山市西町に在り明治四十年の創立にして後者は廣島市東白島町に在り大正九年の創立とす今其の事業を舉ぐれば次の如し

福山工業試驗場

- 一、染織、染料及花菴に関する試験
- 二、染織、染料に関する原料及藥品等の分析並鑑定
- 三、見本の配布
- 四、見習生養成
- 五、設計、講習、講話、實地指導及質問應答

廣島工業試驗場

- 一、工業用原料及製品の分析
- 二、化學工業に関する試験、鑑定、調査
- 三、酒類、醬油、食酢、味噌、其の他一般醸造物に関する研究及試験
- 四、染織に関する試験
- 五、見本の配布
- 六、見習生養成
- 七、意匠圖案に関する研究
- 八、設計、講習、講話、實地指導及質問應答

二、罐詰検査所

縣廳内に在り縣内生産品は強制検査を爲し縣外生産品にして輸出せんとするものに對しては任意検査を行ふ

三、實業獎勵

實業に関する講習講話其の他必要と認むる事業に對し經費を補助して之を獎勵するものにして八年度實施のもの次の如し

- 一、店員徒弟講習會
- 一、蘭草改良講習
- 一、佐伯郡外六郡聯合副業展覽會
- 一、應用化學工藝品講習
- 一、漆器講習會
- 一、麥作改良講習
- 一、麻織物講習
- 一、醸造従業者精神講話會

一、製針業講習會  
一、産業功勞者表彰

一、魚梯修繕獎勵

四、同業組合費補助

安藝國真田同業組合外十二組合に對し八年度に於て縣費總額七千圓を補助したり(蠶絲業に關するもの付ては其の項に記載せり)

五、染織事業費補助

織物整理工場を建設する者及廣幅力織機を据付くる者に對し經費を補助して之を獎勵す

八年度補助 織物整理工場建設費 一棟  
廣幅力織機費 四十八臺

商 業

本縣は海陸の交通至便にして縣内には廣島、吳、尾道、福山の四市を始め三次、三原府中其他小市街地多く工業の發達と交通機關の進歩とに伴ひ商業取引の如きも亦逐次發展の機運に向ひつゝ、あり大正七年末の現在に依れば商工業各種會社の總數五百二十四其の資本金總額五千九百三十万五千四百三十八圓、銀行數四十四其の資本金千三百二十三万五千二百三十五圓に達す尙縣下の金融状態を見るに銀行預金五千九百十二万九千五百四十圓、郵便貯金千九百四十万四千六百八十八圓、産業組合貯金七百十九万七千七百十七圓、合計八千五百七十三万三千四百二十五圓に上り銀行貸出金三千六百八十四万二千四百七十一圓質屋貸出金百九十七万四千七百七十三圓、産業組合貸出金四百三十七万六千七百七圓、合計四千三百十九万二千六百五十一圓を算す今既往五ヶ年間の概況を擧ぐれば左の如し

(一) 會社數及其資本金額表

年次	會社數	資本金總額
大正三年	三	四四四
大正四年	四	四四九
大正五年	五	四九一
大正六年	六	四九一
大正七年	七	五二四
合計	二五	三,八二九,九三三

(二) 銀行數及其資本金額表

年次	銀行數	資本金總額
大正三年	三	一四,三三三,三三三
大正四年	四	一四,三三六,三三三
大正五年	五	一四,三三三,三三三
大正六年	六	一四,三三三,三三三
大正七年	七	一四,三三三,三三三
合計	二五	一四,三三三,三三三

(三) 各種預金表

年次	銀行預金	郵便貯金	産業組合貯金	合計
大正三年	三〇,四一九,五七〇	五,四三三,八五三	一,四六九,三三三	三七,三三三,三三三
大正四年	三〇,四一九,五七〇	五,四三三,八五三	一,四六九,三三三	三七,三三三,三三三
合計	六〇,九三九,一四〇	一〇,八六七,七〇六	二,九三八,六六六	七四,七四五,五〇六

大正五年	元、四、六八	二、四、七、八三	四、八、三〇、九七三
大正六年	四、七、五〇、三四四	一、三、五、八七、三四	五、九、九、五、五〇
大正七年	五、九、三九、五四〇	一、九、四、四〇、二六八	八、五、七、三、四二五

【一四】  
各種貸出金表

年次	銀行貸出金		實屋貸出金		産業組合貸出金		計
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	
大正三年	三、〇、一、〇、三〇		七、一、〇、九		一、九、二、五〇		三、七、七、六、六一
大正四年	三、八、三、六九		六、〇、〇、七		二、一、四、一、五〇		三、六、八、八七六
大正五年	三、七、八、五七		一、六、九、三九五		三、五、二、三三七		三、九、一、三九九
大正六年	三、〇、八、九、三〇		一、七、一、七、七		三、一、〇、九、四、五三		三、五、八、五、五〇九
大正七年	三、八、四、一、七		一、九、四、一、七三		四、七、七、六、〇〇七		四、三、九、二、六、五一

【一五】  
金 利 表

年次	百圓に對する銀行日歩		拾圓に對する實屋月利		百圓に對する産業組合日歩	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低
大正三年	三、七、六	二、六	二、四	一、四	三、三	二、八
大正四年	三、七	二、六	二、四	一、四	三、三	二、八
大正五年	三、三	二、三	二、三	一、五	三、三	二、八
大正六年	三、三	二、三	二、三	一、五	三、三	二、八
大正七年	三、三	二、三	二、三	一、五	三、三	二、八

更に輸出入の状況を見るに本縣製品にして外國へ輸出するものは帆木綿、縫針、生絲、麥稈、木麻、真田花菱、罐詰、燐寸、刷子等にして皆横濱、神戸等商人の手を経由し直接輸出するもの殆どなし。移出品の主なるものは紡績綿絲、米、棉、織物、酒、罐詰、疊表、染料、麥等にして移入品の主なるものは米、紡績綿系、絹綿織物、毛織物等なり。

商業發達の爲めに民間に於て施設しつゝ、あるは重要物産同業組合にして其の現在數三十五を有し商業會議所は廣島、尾道両市に在り其の他福山市、吳市、三篠町、三次町等の如き商業地に在りては商工會と稱する任意團體を設け商工業の進歩を助け居れり縣に於ては物産陳列館を設け生産品の紹介及其の販路擴張に努めつゝあり。

産業組合

本縣に於ける産業組合は明治三十四年の設立を以て嚆矢とし爾來年々共に其の數を増し今や四百十五組合を算するに至り事業亦逐年發達しつゝあり最近五ヶ年に於ける状況を示せば左の如し

年次	組合員數		組合員數		借入金	借入金	積立金	出資金	拂込金	貸入金	借入金
	最高	最低	最高	最低							
大正七年	二、五、四〇	一、八、〇〇	一、八、〇〇	一、八、〇〇	三、八、一、二二	三、八、一、二二	九、八、一、五九	九、八、一、五九	九、八、一、五九	九、八、一、五九	三、八、一、二二
大正六年	一、八、〇〇	一、八、〇〇	一、八、〇〇	一、八、〇〇	一、八、〇〇	一、八、〇〇	一、八、〇〇	一、八、〇〇	一、八、〇〇	一、八、〇〇	一、八、〇〇
大正五年	一、八、〇〇	一、八、〇〇	一、八、〇〇	一、八、〇〇	一、八、〇〇	一、八、〇〇	一、八、〇〇	一、八、〇〇	一、八、〇〇	一、八、〇〇	一、八、〇〇
大正四年	一、八、〇〇	一、八、〇〇	一、八、〇〇	一、八、〇〇	一、八、〇〇	一、八、〇〇	一、八、〇〇	一、八、〇〇	一、八、〇〇	一、八、〇〇	一、八、〇〇
大正三年	一、八、〇〇	一、八、〇〇	一、八、〇〇	一、八、〇〇	一、八、〇〇	一、八、〇〇	一、八、〇〇	一、八、〇〇	一、八、〇〇	一、八、〇〇	一、八、〇〇

貸付金	貸付現在金	貯金受入	貯金未現在	販賣價格	購買價格	使用材料	及加工料	總益金	總損金	剩餘金
八、七〇、一七四	四、七六、〇〇七	一七、三三、四六六	七、一九、九七七	三、七四、四九九	二、七〇、〇七八	三三三	七〇四、一五三	四九、七三三	三、八、九七二	三、八、九七二
八、六四、八九九	三、三八、〇四四	一三、九四、三九〇	四、七三、〇六五	三、三三、三三三	一、七〇、七九七	八	五〇〇、七五五	三、四、〇三七	一、八、八七二	一、八、八七二
五、九三、一三三	二、四八、七三三	七、六四、二二八	二、七二、三七四	二、四三、三三三	一、三三、三三三	三、九三三	四、五、二三三	二、九、四六八	一、三、八六六	一、三、八六六
四、七四、五八三	二、一三、一〇八	四、九、三三五	一、六四、四三三	一、八一、六七七	一、〇八、五八八	二、八	三、八、六四四	二、〇、九〇八	一、三、三七五	一、三、三七五
四、三六、四八〇	一、九三、一〇一	四、三三、三七四	一、四九、三三四	一、九一、九九九	〇、七、〇〇一	一〇一	三、六、〇八三	二、七、〇三三	一、三、三〇三	一、三、三〇三

【一六】

産業組合の督勵に就ては大正四年度以來特に數名の専務者を設置し各方面に於ける組合の實地監督獎勵の任に膺らしめ一面産業組合中央會廣島支會をして縣の施設と相俟ちて専ら其の發達指導の事に従はしむりして縣は支會に對し毎年經費を補助(八年度二千圓)し縣郡の官吏吏員亦隨時實地に就き監督指導に従事しつゝあり

明治四十一年七月産業組合中央會廣島支會を設立し爾來産業組合の普及發達を圖らむか爲め講習講話視察指導又は參考上必要なる書類帳簿の配付資金の借入及販賣購買に關する聯絡斡旋各種組合の事績及成績顯著なる組合の表彰等組合事業の獎勵に努めつゝあり

縣は産業組合の經營に依り設置したる農業倉庫には相當補助費を支出す(八年度五棟に對し金二千圓、六年度八十四圓を補助せり)

(附錄)

一、各種團體に關する調

(一) 郡市町村農會數

郡市農會は其の數十八にして吳、尾道兩市を除く郡市に設置するものなり町村農會は三百九十七を有し之を郡別に示せば次の如し

安藝郡	六	佐伯郡	六	安佐郡	七	山縣郡	三
高田郡	三	賀茂郡	六	豐田郡	三	御調郡	三
世羅郡	二	沼隈郡	九	深安郡	三	品郡	三
神石郡	七	甲奴郡	九	雙三郡	六	比婆郡	三
計	一七						

(二) 部落農區數

農事各般の施設獎勵徹底上部落農區を設置するは最も適切の措置なるを認め其の普及に努めつゝあるが今郡別現在數を擧ぐれば次の如し

安藝郡	一	佐伯郡	二	安佐郡	二	山縣郡	一
高田郡	一	賀茂郡	二	豐田郡	二	御調郡	一
世羅郡	三	沼隈郡	二	深安郡	一	品郡	一
神石郡	一	甲奴郡	二	雙三郡	一	比婆郡	一
計	一〇		七		六		四

(備考) 縣下町村總數は四百三十なり

(三) 森林組合數

山縣郡	高田郡	賀茂郡	豊田郡	御調郡	廣品郡	甲奴郡	計
施業組合							
1	1	1	2	1	1	1	8
保護林組合							
1	1	1	3	1	1	1	10
計							
1	1	2	5	2	2	2	15

(四) 畜産組合數

畜産組合聯合會  
畜産組合 一八

(尾道市を除く各郡市に在り尤も深安畜産組合は深安郡及福山市を設置區域と爲し佐伯郡能美島産牛馬畜産組合は同島一圓を設置區域と爲す)

(五) 養蠶組合數

福山市	山縣郡	御調郡	比婆郡	計
1	9	3	4	17
安藝郡	高田郡	世羅郡	神石郡	計
7	7	2	2	18
佐伯郡	賀茂郡	沼隈郡	甲奴郡	計
3	6	3	8	20
安佐郡	豊田郡	深安郡	雙三郡	計
6	2	0	3	11

(六) 漁業組合數

廣島市	安藝郡	御調郡	計
3	3	3	9
尾道市	賀茂郡	深安郡	計
1	6	3	10
福山市	豊田郡	計	
1	5	1	7

(七) 産業組合數

廣島市	安藝郡	高田郡	世羅郡	神石郡	計
18	3	7	6	3	37
吳市	佐伯郡	賀茂郡	沼隈郡	甲奴郡	計
5	4	9	7	3	28
尾道市	安佐郡	豊田郡	深安郡	雙三郡	計
1	7	3	4	3	18
福山市	山縣郡	御調郡	比婆郡	計	
1	5	5	4	15	

重要物産同業組合總數は三十五にして之を表示すれば次の如し

(八) 重要物産同業組合數

名稱	事務所	地區	營業種類	設立認可年月日	施設事業
廣島縣花菱同業組合	松沼永限町郡	廣島縣	花菱製造、同仲買、同販賣	明治三十二年二月十六日	品評會、講話會、販路視察見本品蒐集
備後同業組合	深津安村郡	福安山郡市	織物製造販賣、染色、原料糸織物整理系粘付	明治三十四年七月十三日	參考品蒐集、品評會、共進會、集談會、視察、功勞者表彰
西備同業組合	新市品町郡	蘆品郡	織物販賣、同原料染色、織物製造	明治三十六年一月十八日	品評會、共進會、集談會、講話會、視察、功勞者表彰
備後同業組合	松沼永限町郡	沼隈郡中廿五ヶ町村	疊表蒸産販賣、同仲買、同製造	明治四十二年八月七日	營業上取締、製品改良、製販路擴張ノ施設
廣島縣藝陽同業組合	廣賀茂村郡	安賀藝茂郡郡	綿麻漁網製造、同販賣	明治四十三年六月十日	使用人ノ風紀教育、共進會品評會
廣島縣木材同業組合	廣島縣所內業	安佐安島郡郡郡市	製材木材販賣、同問屋、同仲買	明治四十三年二月一日	視察員派遣、尺度ノ均一、品評會、標本蒐集、組合備人保護
尾道肥料同業組合	尾道市	尾道市	肥料製造、同輸入、同移入	明治四十三年九月二十一日	肥料分析、品評會、講習講話、集談會

名稱	事務所	地區	營業種類	設立認可年月日	施設事業
廣島縣醬油同業組合	上流川町市	廣島縣	醬油釀造	明治四十三年十二月廿二日	製品改良販路擴張、職工ノ教育保護、品評會、講習會
備後同業組合	水沼春限村郡	沼隈郡	織物(水綿綿) 絹綿交織綿、絹綿交織綿、紺無地木綿、淺黃無地木綿、白木綿製造販賣、原料染色、同糸商	明治四十四年十二月十四日	參考品ノ蒐集、統計表作成、品評會、共進會、集談會、販路視察、製品検査
廣島縣罐詰製造同業組合	廣島縣所內業	廣島市	罐詰製造	明治四十五年二月廿七日	講習會、標本蒐集、販路視察、博覽會、共進會、品評會
吳穀物同業組合	吳山田町市	吳市	精米麥問屋、同卸賣、同販賣、精米麥業	明治四十五年六月十二日	營業品ノ検査、賣買取引方法
廣島縣賣藥同業組合	廣島縣所內業	佐伯、安藝、高田、比佐、高田、雙三、尾道、賀茂、甲奴、福山	賣藥製造、賣藥請賣	大正元年九月六日	講習講話、見本品陳列、功勞者表彰
廣島縣織物同業組合	組合事務所	備後同業組合、西備同業組合、備後同業組合	備後同業組合、西備同業組合、備後同業組合	大正元年十二月六日	品評會、共進會、講習會、製品検査、功勞者ノ表彰
廣島酒類同業組合	廣島縣所內業	廣島市	清酒、燒酎、味淋、保命酒	大正元年十二月廿日	有害酒類ノ豫防方法、嗜人ノ保護獎勵、容器荷造法

廣島縣佐伯郡 木炭同業組合	廣島縣製糸 同業組合	廣島縣蠶種 同業組合	備後組 同業組合	福山組 同業組合	廣島縣除虫菊 同業組合	廣島縣刷子 同業組合	矢野組 同業組合	廣島縣染料 同業組合
廿日市町	府中町	廣島縣内	米屋町	福山市	尾道市	廣島市	安藝町	府中町
一部ヲ除ク	廣島縣	廣島縣	尾道市	福山市	廣島縣	廣島縣	安藝郡	廣島縣
製業 運送業	器械生糸製造業	販賣業	仲立業	蠶絲製造業(生絲眞綿屑物) 繭絲賣業(繭生絲眞綿屑物)	除虫菊問屋、同仲買	刷子製造請負、仲次販賣、 附帶作業、請負、毛植請負	髮製造販賣、仲買	染料製造、同販賣
大正四年	大正七年	明治四十四年	明治四十年	明治四十年	大正七年	大正七年	大正六年	大正六年
講習、講話會、共進會、品評會、製品検査、功勞者表彰	講習、講話、研究會、品評會、共進會、製品検査、功勞者表彰	講習、講話、品評會、功勞者表彰	製品検査、新業ノ改善	技能熟達法、參考品蒐集、統計ノ調査、製品検査、品評會、共進會、販路視察	營業品ノ検査、需要供給狀況調査	毛植指導、功勞者表彰、博覽會、共進會海外視察	販路視察、講習會、功勞者表彰	講習會、參考品蒐集、品評會、共進會、研究會、雜誌發行、功勞者表彰

【三三】

廣島縣縫針製造 同業組合	廣島縣機寸 同業組合	備後本場 表同業組合	廣島縣安藝國 眞田同業組合	廣島縣備後 眞田同業組合	西備機械 素同業組合	備後組 同業組合	備後組 同業組合
廣島縣内	廣島縣内	御調郡	吳市	福山市	御調郡	久尾保道町	福山市
廣島縣	廣島縣	御調郡	安藝國	備後國	御調郡ノ内	廣島縣、安藝國、備後國	深安郡
縫針製造	機寸製造、機寸請木、同小 函、木地製造	學表裏、製造、同販賣	屋商	麥稈經木眞田製造、仲買問 屋取次	機械素廻及干饅飽製造	酢製造	摺繩仲買、同問屋
大正六年	大正六年	大正六年	大正六年	大正六年	大正五年	大正二年	大正二年
製品検査、備入取締保護奨 勵、功勞者表彰	製品ノ精粗、商標ノ正否檢 査	取引方法改善、營業品ノ檢 査、需要供給狀況ノ調査	營業品ノ検査、統計表ノ作 成、博覽會、共進會、内外 需要供給調査	營業品ノ検査、統計表作成 博覽會、共進會、内外需要 供給調査	製品検査、販路視察、統計 作成	販路ノ擴張、製品検査	摺繩ノ検査、販路視察、統 計作成

【三三】

廣島縣同業組合	山縣郡木炭組合	同業郡養蠶組合	木炭同業組合
廣島市	加山計町郡	府中町郡	庄比原町郡
縣一圓	一山縣圓郡	一蠶品圓郡	比婆郡
清涼飲料製造	販運製造業	養蠶業	運販製造業
大正九年十一月三日	大正九年十月二十六日	大正九年六月十九日	大正七年九月廿六日
清涼飲料水ノ改良發達ニ關スル事項	講習、講話會、共進會、品評會、製品検査等	蠶糸業ノ改良發達ニ關スル事項	製品検査、講習講話會、共進會、品評會、功勞者表彰

(附錄)  
二、關係規程

○廣島縣立農事試驗場種苗配付規程(大正七年九月)(告示第三四二號)

- 第一條 縣立農事試驗場ニ於テ配付ノ目的ヲ以テ生産シタル種苗並配付ノ必要アリト認メタル種苗ハ縣有財産管理規則第五條ニ依リ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ無償配付ス
- 一 本縣内ニ設立セル公私立農事試驗場、同農場及直接農事ニ關係アル實業學校又ハ實業團體
  - 二 本縣内ニ設置セル郡市町村又ハ郡市町村農會ノ經營セル米麥採種圃
  - 三 本縣内現住者ニシテ農業ヲ營ム者
  - 四 前各號ノ外農事試驗場長ニ於テ必要ト認ムル者
- 第二條 一人又ハ一箇所ニ對シ一箇年ニ配付スヘキ種苗ノ數量ハ左ノ制限ニ依ル
- 一 穀類種子 一品種ニ付 一反歩以上三反歩以内ノ播種量
  - 二 蔬菜種子 一品種ニ付 五畝歩以内ノ播種量
  - 三 果樹苗木 一種類ニ付 三十本以上八十本以下
  - 四 其ノ他 一品種ニ付 木圓一畝歩以内ノ播種量又ハ五畝歩以内ノ植付量
- 第一條第一號ニ該當スル者ニ對シテハ前項數量ニ依ラサルヲ得第一條第二號ニ該當スル者ニ對シテハ配付豫定數量ノ範圍内ニ於テ其ノ所要數量ヲ定ム
- 穀類種子ノ内水稻並麥種子ハ第一條第三號ニ該當スル者ニ對シテ

- ハ之ヲ配付セス但シ配付用水稻並麥種子ニ剩餘ヲ生シタルトキハ前項ニ準シテ無償配付ヲ爲スコトアルヘシ
- 第三條 種苗ノ配付ヲ受ケムトスル者ハ第一號様式ニ依リ郡市役所ヲ經由シ農事試驗場長ニ願出ツヘシ
- 第四條 種苗配付出願ハ左ノ期限ニ依ルヘシ
- 稻 毎年一月末日迄
  - 麥 毎年一月末日迄
  - 蔬菜 秋蒔 毎年七月十五日迄  
春蒔 毎年一月十五日迄
  - 果樹 柑橘 毎年一月末日迄  
其ノ他 毎年十月末日迄
- 其ノ他 播種又ハ植付期ノ一箇月前迄
- 第五條 種苗配付ノ出願總數配付豫定數ニ超過シタルトキハ農事試驗場長ニ於テ配付スヘキ地方ノ狀況、願書ノ受付順及希望數量等ヲ考慮シタル上適宜其ノ配付數ヲ減少シ又ハ配付セサルコトアルヘシ
- 第六條 種苗ノ運搬ニ要スル運賃及荷造費ハ第五種郵便物ニ屬スルモノノ外種苗配付出願人ノ負擔トス但シ第一條第一號第二號又ハ第四號ニ該當スル者ニ對シテハ農事試驗場ニ於テ運賃及荷造費ヲ負擔スルコトアルヘシ
- 第七條 種苗ノ配付ヲ受ケタル者ハ受領後直ニ第二號様式ニ依リ之ヲ配付シタル本場又ハ分場ニ對シ受領證ヲ提出スヘシ
- 第八條 種苗ノ配付ヲ受ケタル者ハ其ノ受領ヲ拒絕シ又ハ種苗ノ損

傷若ハ枯死ヲ理由トシテ代物ノ交付若ハ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ス

第九條 第一條第一號第二號及第四號ニ該當スル者種苗ノ配付ヲ受ケタルトキハ收穫後一箇月以内ニ第三號様式ニ依リ其ノ成績ヲ農事試驗場長ニ報告スヘシ

第一條第三號ニ該當スル者種苗ノ配付ヲ受ケタルトキハ農事試驗場長ヨリ植付後ノ成績ニ付照會アリタルトキハ直ニ同場長ニ對シ其ノ成績ヲ報告スヘシ

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(第一號様式)

種苗配付願

種類 品名 數量

種子又ハ苗

貴場種苗配付規程遵守可致候間右御配付相成度候也

年月日 住所

氏名

廣島縣立農事試驗場長宛

(第二號様式)

種苗受領証

種類 品名 數量

種子又ハ苗

數量 勺、合、升、又ハ本數

右現品受領候也

年月日 住所

氏名

廣島縣立農事試驗場長宛

(第三號様式)

大正何年配付種苗試作成績報告

何都市何町村大字何番地

氏名

種類及品名

播種期

植付期

一反歩收穫量

在來種トノ優劣

感想

年月日

廣島縣立農事試驗場長宛

備考 試作中天災及病虫害ニ罹リタル時ハ其ノ模様ヲ記入ス

ヘシ

(第四號様式)

大正何年配付種苗試作成績報告

何都市何町村大字何番地

氏名

三 成育狀況

四 病虫害發生ノ有無及其被害程度

五 結果數(重量及個數)

七 販賣價格

八 需要若クハ販賣ノ狀況

九 感想

年月日

廣島縣立農事試驗場長宛

○廣島縣立農事試驗場種禽種卵拂下規程

(大正九年六月、告示第二七四號)

第一條 試驗場ハ家禽ノ改良繁殖ヲ圖ラムカ爲本縣下ニ於テ養鷄ニ從事スル者ニ對シ種禽、種卵ノ拂下ヲ爲ス

第二條 拂下クヘキ種禽、種卵ノ種類並其ノ代金左ノ如シ

種類

一 單冠褐色レグホーン種

一 單冠白色レグホーン種

一 單冠黑色ミノルカ種

一 名古層コーチン種

一 白色ワイアンドット種

代金 一 種禽 一羽ニ付 金一圓乃至三圓

一 種卵 一箇ニ付 金十錢

第三條 一回ニ拂下クヘキ數ハ種禽ハ一種ニ付一雄三雌以內種卵ハ

事項	種名	試作	種在	來種
播種期				
植付期				
收穫期				
一反歩收穫量				
一反歩產量				
在來種ニ比シ				
收穫増減量				
將來ノ見込				
氣候				
感想				

備考(試作中天災及病虫害ニ罹リタルトキハ其ノ模様ヲ記入スヘシ)

年月日

廣島縣立農事試驗場長宛

大正何年配付果樹栽培報告

何都市何町村大字何番地

氏名

一 種類名品種名(二種以上ノ苗木類ノ配付ヲ受ケタルトキハ別々ニ報告スルコト)

二 植付年月日

一種ニ付十五箇以内トス但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラ

ス  
第四條 種禽又ハ種卵ノ拂下ヲ受ケントスル者ハ第一號様式ニ依リ

出願スヘシ  
第五條 試験場長拂下ヲ許可シタルトキハ種禽又ハ種卵ノ種類數量

代金及其ノ納付期限並交付期日ヲ出願者ニ通知ス  
第六條 出願者前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ期日内ニ代金ヲ納メ廣

島縣立農事試験場已斐分場ニ於テ現物ノ交付ヲ受ケ第二號様式ニ

依リ領收書ヲ提出スヘシ  
拂受人指定ノ期日内ニ引取ヲ爲ササルトキハ拂下許可ヲ取消スコ

トアルヘシ  
第七條 拂受人現物ノ輸送ヲ受ケムトスルトキハ其ノ託送ヲ請求ス

ルコトヲ得  
前項輸送ニ要スル荷造費及運搬費ハ拂受人ノ負擔トシ輸送引受者

ニ支拂フヘシ  
輸送引受者ニ現物ノ引渡ヲ爲シタル時ヲ以テ交付ヲ完了シタルモ

ノトス  
第八條 種禽又ハ種卵ノ拂下後ニ於テ疾病瑕疵ヲ發見シ若ハ輸送中

ニ於テ斃死損傷等ヲ生スルモ試験場其ノ責ニ任セス  
第九條 種禽又ハ種卵ノ拂下ヲ受ケタル者ハ左ノ各項ヲ遵守スヘシ

一 種卵ノ拂下ヲ受ケタル者ハ孵化後十日以内ニ第三號様式ニ依

リ孵化成績ヲ試験場長ニ報告スヘシ  
一 種禽又ハ種卵ノ拂下ヲ受ケタル者ハ第四號様式ニ依リ當年末

及翌年末ニ於テ其ノ發育產卵蕃殖等ノ狀況ヲ試験場長ニ報告

ス

第三號様式

種卵孵化成績報告

拂下年月日	種類	抱卵數	無精卵	死籠	破損	孵化數

右報告候也  
年月日 住所 氏名

廣島縣立農事試験場長宛  
(第四號様式)

種禽成績報告

拂下年月日	種類	完全成長	産卵開始月	一羽當ケ産卵數	病雞又ハ死亡他	備考

右報告候也  
年月日 住所 氏名

廣島縣立農事試験場長宛  
(備考) 拂受種卵ニ係ル本報告ニ付テハ其ノ旨備考欄ニ記入ス

○耕地整理事業獎勵規程 (大正六年三月 縣令第十五號)

第十條 本規程ニ依リ差出ス書類ハ所轄郡市役所ヲ經由スヘシ

附則 本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(第一號様式)

種禽(種卵)拂下願

一種 禽 羽 何種 何種

一種 雌 羽 何種 何種

右拂下相成度此段相願候也  
年月日 住所 氏名

廣島縣立農事試験場長宛  
(備考) 第三條但書ニ依リ制限外ノ拂下ヲ受ケントスルトキハ

其ノ事由書ヲ添付スヘシ  
(第二號様式)

領收書

一種 禽 羽 何種 何種

一種 雌 羽 何種 何種

右領收候也  
年月日 住所 氏名

廣島縣立農事試験場已斐分場

第一條 耕地整理事業獎勵スル爲知事ハ本規程ノ定ムル所ニ依リ

左ノ事業ヲ行フ

一 基本調査

二 設計調査

三 工事監督

四 確定測量

五 事務指導

第二條 基本調査工事監督及事務指導ハ知事ニ於テ必要ト認ムル場

合ニ之ヲ行フ但シ工事監督及事務指導ハ整理施行者ノ申請ニ依リ

之ヲ行フコトアルヘシ

設計調査及確定測量ハ耕地整理ヲ施行セムトスル者又ハ整理施行

者ノ申請ニ依リ之ヲ行フ

第三條 基本調査ハ耕地整理ニ關スル基本計劃ヲ定ムルモノトシ圖

面及計劃書正副二通ヲ作り副本ハ其ノ地區ノ主トシテ屬スル郡市

町村ニ交付ス

第四條 設計調査ハ左ノ事項ヲ具備スル地區ニ就キ之ヲ行ヒ設計書

ヲ作製ス

一 基本調査ニ於テ適當ト認メタルコト  
二 耕地整理法第三條及第五十條ノ條件ヲ具備スルコト  
三 面積十町歩以上ナルコト但シ土地ノ狀況ニ依リ十町歩未満ノ

前項設計書ハ調査申請者ニ之ヲ交付ス  
第五條 設計調査ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 地區ノ所在地名
- 二 地目別面積
- 三 整理施行ノ目的
- 四 整理施行者又ハ耕地整理組合員タルヘキ資格ヲ有スル者ノ總數及其ノ土地水面ノ總面積並地價總額
- 五 同意者ノ總數及其ノ土地水面ノ總面積並地價總額
- 六 地形畧圖

第六條 設計調査ニ要スル人夫賃、標杭代事務所費及耕地整理法第七條但書ニ該當スル損害ノ補償ハ申請者ニ於テ之ヲ負擔スヘシ  
第七條 設計書ノ交付ヲ受ケタルモノハ一箇年以内ニ耕地整理施行又ハ耕地整理組合設立ノ認可ヲ申請スヘシ  
前項期間内ニ申請ヲ爲スコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ具シ相當期限ヲ定メテ延期ヲ申請スルコトヲ得  
第八條 設計調査申請者ニ於テ必要ナル設備ヲ爲サス又ハ設計ニ關シ異議ヲ申立テ其ノ他事業遂行ノ見込ナシト認ムヘキ事由アルトキハ其ノ調査ヲ停止スルコトアルヘシ  
第九條 設計書ハ知事ノ命令ニ依リ又ハ認可ヲ受ケルニアラサレハ變更スルコトヲ得ス  
第十條 工事監督ハ設計書ヲ交付シタル整理施行地ニ就キ之ヲ行フ  
第十一條 整理施行者ハ工事着手前左ノ事項ヲ知事ニ報告スヘシ  
一 工事着手及完了ノ豫定時期  
二 工事ニケ年度以上ニ亘ルモノニ在リテハ其ノ各年度ニ施行ス

分ニ違反シタルトキ  
第十九條 本規程ニ依リ申請スル書類ハ總テ所轄町村役場及郡市役所ヲ經由スヘシ

○耕地整理費補助規程 (大正五年九月 告示第三七八號)

第一條 耕地整理獎勵ノ爲耕地整理法ニ依リ耕地整理ヲ施行スルモノニ對シ當該年度縣費豫算金額ノ範圍内ニ於テ費用ノ一部ヲ補助ス  
第二條 補助金ヲ交付スヘキ耕地整理地區ハ整理面積十町歩以上ノモノニ限ル但シ地區ノ狀況ニ依リ此ノ制限ニ依ラサルコトアルヘシ  
第三條 補助金ハ耕地整理事業中左ノ標準ニ依リ九月一日ヨリ翌年八月三十一日迄ノ間ニ施行シタル工事又ハ設備ニ要セシ費用ニ對シ交付ス但シ特別ノ工事ヲ施行シタルモノニ在リテハ其ノ率ヲ增加スルコトアルヘシ  
一 道路堤堰溝渠橋梁溜池等ノ變更廢置又ハ灌溉排水ニ關スル設備若ハ工事ニ要シタル費用ノ十分ノ二以内  
二 開墾埋立十拓及開田ヲ爲ス地目變換ノ面積五町歩以上アルトキハ其ノ部分ノ工事費ノ十分ノ三以内  
第四條 補助金ノ交付ヲ受ケムトスル耕地整理施行者ハ様式第一號ノ申請書ニ同第二號及第三號ノ書類ヲ添付シ毎年八月三十一日迄ニ知事ニ提出スヘシ  
第五條 工事竣成シタルトキハ様式第四號ニ依リ竣工届ニ様式第五號ノ決算書ヲ添付シ六十日以内ニ提出スヘシ

【四〇】

ヘキ工事ノ種類及豫定面積  
整理施行者ニ於テ前項第一號ノ豫定期間内ニ工事ヲ完了スルコト能ハスト認メタルトキ又ハ全第二號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ知事ニ報告スヘシ  
第十二條 確定測量ハ設計書ヲ交付シタル地區ニ就キ工事完了シタル後之ヲ行ヒ確定圖ヲ作製ス  
第十三條 前項確定圖ハ整理施行者ニ之ヲ交付ス  
一 工事完了ノ年月日及地區總面積  
二 地區ヲ數區ニ分チタルトキハ其ノ工事完了シタル區名及其區ノ總面積  
第十四條 第六條ノ規定ハ確定測量ノ場合ニ之ヲ準用ス  
第十五條 事務指導ハ施行認可申請ニ關スル書類ノ作製土地ノ評價換地交付及會計事務等ニ付之ヲ行フ  
第十六條 郡市長第二條ノ申請ヲ受理シタルトキハ實地調査ノ上意見ヲ附シ直ニ知事ニ進達スヘシ  
第十七條 知事ハ申請者ニ對シ指導監督上必要アル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトアルヘシ  
第十八條 左記各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ設計調査及確定測量ニ要シタル費用ノ全部又ハ一部ヲ辨償セシムルコトアルヘシ  
一 第八條ニ依リ事業ヲ停止シタルトキ  
二 故ナク工事ノ著手ヲ遅延シ若ハ廢止シタルトキ  
三 關係吏員ノ指揮ニ從ハサルトキ  
四 第七條、第九條ノ規定及第十七條ニ依リ發シタル命令又ハ處

第六條 補助金ハ前條届出ニ依テ實地検査ノ上交付ス  
第七條 第五條ニ違反シ又ハ半途ニ事業ヲ停止シ若ハ廢止シ其ノ他不都合ノ行爲アリト認ムルトキハ補助金交付ノ指令ヲ取消シ又ハ補助金ヲ減額シ若ハ已ニ交付シタル補助金ノ全部又ハ幾部ヲ返納セシムルコトアルヘシ  
第八條 本規程ニ依リ提出スル書類ハ總テ所轄町村役場郡市役所ヲ經由スヘシ

附 則

本規程ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
(様式第一號)  
耕地整理費補助申請  
大正何年度ニ於テ別紙豫算書ノ通り耕地整理施行致度候間補助金交付相成度參考書類相添此段申請候也  
大正何年何月何日 何郡何町村同々番地  
何郡何町村何々耕地整理組合(若ハ地區) 組合長 何 某 (職印)  
(又ハ整理施行委員長若ハ整理施行者)  
知 事 宛  
(様式第二號)  
大正何年度工事費豫算書

費 目	金 額	記 事
計		

(様式第三號)

備考

費目	前年度迄ノ工事費		本年度工事費		計
	事費	費	事費	費	
總算額					
事費					
費					
計					

(様式第四號)

備考

費目	本年度		本年度		計
	預算額	決算額	増	減	
總算額					
事費					
費					
計					

(様式第五號)

大正何年度耕地整理費決算書

大正何年度ニ於テ別紙耕地整理費決算書ノ通り工事竣工致候間此  
段及御届候也  
何都市何町村字何々番地  
大正何年何月何日 何都市何町村何々耕地整理組合(若ハ地區)  
組合長 何 某(職印)  
知事 宛 (又ハ整理施行委員長若ハ整理施行者)

ハ下付ノ指令ハ其ノ効力ヲ失フモノトス

第八條 種牡牛馬ノ下付ヲ受ケタル者ハ受領ノ月ヨリ起算シ牛ハ滿  
五箇年間馬ハ滿七箇年間其ノ區域内ニ於テ飼養シ種付ニ供用スル  
義務アルモノトス

第九條 前條義務年限内ニ下付ヲ受ケタル種牡牛馬ヲ賣却、讓渡、  
交換、貸付、預託、質入、又ハ屠殺スルコトヲ得ス但シ知事ノ認  
可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十條 下付種牡牛馬第八條ノ義務年限内ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該  
當シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ遲滞ナク知事ニ報告スヘシ但シ斃  
死ノ場合ハ獸醫ノ診斷書若ハ檢案書ヲ添付スヘシ

一 斃死シタルトキ  
二 失踪シ又ハ盜奪セラレタルトキ  
三 前號ノ種牡牛馬ヲ報告後發見シタルトキ

第十二條 種牡牛馬ノ飼養管理又ハ種付ノ方法ニ關シ知事ヨリ指揮  
命令シタルトキハ之ヲ遵守スヘシ

第十三條 種牡牛馬ノ下付ヲ受ケタル者ハ毎年二月末日迄ニ前年中  
ノ成績ヲ第三號様式ニ依リ知事ニ報告スヘシ

第十四條 左ノ場合ニ在リテハ知事ハ其ノ種牡牛馬ノ返付又ハ其ノ  
原價ノ全部若ハ一部ヲ返納セシムルコトアルヘシ  
一 第九條、第十一條及第十二條ニ違反シタルトキ  
二 故意又ハ重大ナル過失ニ因リ斃死、失踪又ハ盜奪セラレ若ハ  
廢疾ニ至ラシメタルトキ

第十四條 本規程ニ依リ畜産組合ヨリ差出スヘキ書類ハ所轄郡市役  
所ヲ經由スヘシ

備考

一 本表ニハ工事費ノミヲ記載スヘシ

○種牡牛馬下付規程

(明治三十六年二月 告示第一〇四號)

第一條 牛馬ノ改良蕃殖獎勵ノ爲必要ト認メタルトキハ郡市又ハ畜  
産組合若ハ畜産組合聯合會ニ種牡牛馬ヲ下付ス

第二條 種牡牛馬ノ下付ヲ請ハムトスル者ハ毎年三月末日迄ニ第一  
號様式ニ依リ知事ニ願出ツヘシ

第三條 種牡牛馬下付ノ指令ヲ受ケタル者ハ知事ノ指定シタル期日  
及場所ニ於テ其ノ引渡ヲ受ケヘシ

引取ニ要スル費用ハ指令ヲ受ケタル者ノ負擔トス  
指定期日ニ引渡ヲ受ケサルトキハ該期日後ノ飼養及管理ニ要スル  
實費ハ指令ヲ受ケタル者ニ於テ辨償スヘシ

第四條 種牡牛馬ノ下付指令ヲ受ケタル者ハ受領ノ際第二號様式ニ  
依リ請書ヲ差出スヘシ

第五條 種牡牛馬ノ下付ヲ受ケタル者ハ受領ノ日ヨリ十日以内ニ左  
ノ事項ヲ定メ之ヲ知事ニ報告スヘシ其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同  
得ス

第六條 種牡牛馬ノ下付ヲ受ケタル者ハ其ノ受領ヲ拒絶スルコトヲ  
得ス

第七條 下付スヘキ種牡牛馬引渡前亡失シ又ハ廢疾ニ罹リタルトキ

本規程ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(第一號様式)

種牡牛(馬)下付願

- 一 飼養場ノ構造設備
- 二 飼養管理ノ方法
- 三 區域内ニ於ケル蕃殖用牝牛(馬)頭數牛(馬)ノ種類毎ニ記載スヘシ
- 四 區域内ニ於ケル種牡牛(馬)現在頭數(同 前)
- 五 區域内ニ於ケル最近一箇年間ノ懷(駒)生産頭數(同 前)

右畜牛(馬匹)改良蕃殖ノ爲御下付相成度此段相願候也  
年 月 日  
郡市(畜産組合又ハ畜産組合聯合會)長 氏 名 印  
廣島縣知事宛

(第二號様式)

種牡牛(馬)請書

種類	名號	生年月日	毛色	特徴	産地
何種	何	何年何月何日	何(何々斑)	何々	何府何市何町
、、	、、	、、	、、	、、	、、
、、	、、	、、	、、	、、	、、

右種牡牛(馬)御下付相成候ニ就テハ種牡牛馬下付規程其ノ他御命

令遵守可致候也

年月日

郡市畜産組合又ハ畜産組合聯合會)長 氏 名 印

廣島縣知事宛

(第三號様式) (用紙美濃紙)

下付種牡牛(馬)交尾番殖成績報告(自何年一月一日至同年十二月卅一日)

下付年度	種名	種別	頭數	産額	計	不明	摘要
何年度	何種	何頭	何頭	何頭	何頭	何頭	

右及報告候也

年月日

郡市畜産組合又ハ畜産組合聯合會)長 氏 名 印

廣島縣知事宛

備考

一 「摘要」欄ニハ種付(交尾ノ巧拙遲速等)及遺傳力(強弱ノ程度等)ノ狀況其ノ他参考事項ヲ記載スヘシ

二 大正八年分ニ限リ大正七年十一月一日ヨリ大正八年十二月三十一日迄ノ成績ヲ記載スヘシ

○種付牝馬補助規程 (大正七年四月 告示第一六五號)

第一條 馬匹改良増殖獎勵ノ爲郡市又ハ畜産組合ニ於テ大正四年陸

【四四】

軍省令第一號國有種牡馬種付規則ニ依リ其ノ種付獎勵シタルキハ縣費豫算ノ範圍内ニ於テ郡市又ハ畜産組合ニ補助金ヲ交付ス

第二條 補助金ノ交付ヲ受ケムトスル郡市又ハ畜産組合ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ毎年七月末日迄ニ知事ニ差出スヘシ

一 種付牝馬頭數

二 種付料金及種付ニ要シタル諸雜費ノ總額

三 種付獎勵ニ關スル規程又ハ方法書

第三條 補助金ノ交付ヲ受ケタル郡市又ハ畜産組合ハ左記様式ニ依リ其ノ狀況ヲ翌年七月末日迄ニ知事ニ報告スヘシ

第四條 補助金ノ交付ヲ受ケタル郡市又ハ畜産組合ニ於テ事業ノ施行方法不適當ト認メタルトキハ既ニ交付シタル補助金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命スルコトアルヘシ

第五條 本規程ニ依リ畜産組合ヨリ差出スヘキ書類ハ所轄郡市役所ヲ經由スヘシ

附 則

第六條 本規程ハ大正九年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

第七條 大正七年四月本縣告示第六十五號種付牝馬補助規程ハ之ヲ廢止ス

(様式)

大正何年種付牝馬獎勵狀況報告 (用紙美濃紙)

種名	種別	頭數	産額	計	不明	摘要
何年度	何種	何頭	何頭	何頭	何頭	

種名	種別	頭數	産額	計	不明	摘要
何年度	何種	何頭	何頭	何頭	何頭	

二種 牡馬 何號

種類 毛色 生年月 休高 產地

種名 種別 頭數 産額 計 不明 摘要

何年度 何種 何頭 何頭 何頭 何頭

【四五】

第一條 農家ノ乳牛餘乳ヲ利用スル目的ヲ以テ左ノ要件ヲ具備スル乳油製造所設置者ニ對シ當該年度豫算範圍内ニ於テ機械購入費トシテ一箇所金百圓以内ノ補助金ヲ下付ス

一 製造室ハ四坪以上ニシテ地盤ハ煉瓦、石材、コンクリート、アスファルト、漆喰敷ノ類ヲ以テ水分滲透セサル樣築造シ適宜ノ勾配ヲ設ケ排水ヲ便ナラシムルコト

二 器具ハ遠心力分離器攪乳器及乳油精製器ヲ設備スルコト

三 一日製造量ハ乳油五斤以上ナルコト

四 原料乳ノ供給乳牛ハ三十頭以上ナルコト但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ限リニ在ラス

第二條 補助金ノ下付ヲ受ケムトスル者ハ毎年四月三十日迄ニ左ノ事項ヲ具シ之ヲ知事ニ願出ツヘシ

一 製乳室ノ坪數地盤ノ構造

二 購入器械ノ種類名及其ノ價格

三 一日間ニ於ケル乳油製造量

四 原料乳ヲ供給スヘキ區域及乳牛頭數

第三條 補助金ノ下付ヲ受ケタル者ハ補助金受領ノ日ヨリ起算シ五箇年間本縣内ニ於テ乳油製造ノ義務アルモノトス

第四條 本規程ニ依リ下付セラレタル補助金ハ他ノ目的ノ爲ニ使用スルコトヲ得ス

第五條 第三條ノ義務年限内ニ於テ已ムテ得サル事故ノ爲廢業又ハ一時事業ヲ中止セムトスルトキハ其事由ヲ具シ知事ノ承認ヲ受ケ

第六條 義務年限内ニ於テ製造所ノ設備ヲ賣却又ハ讓渡セムトスル

○乳油製造所補助規程 (大正七年四月 告示第一八六號)

一 「種付月日」欄ニハ最終ノ種付月日ヲ記載スヘシ

二 「摘要」欄ニハ不受胎、流産、斃死、轉賣等ヲ記載スヘシ

但シ流産斃死ニ付テハ其ノ年月日、轉賣ニ付テハ受胎ノ有無

轉賣年月日及轉賣先ヲ併記スヘシ

三 以下前ニ做フ

右本縣種付牝馬補助規程第三條ニ依リ此段及報告候也

大正何年何月何日

郡市(畜産組合)長 氏 名 印

廣島縣知事宛

備考

トキハ買受人又ハ譲受人ト連署ノ上知事ノ承認ヲ受ケヘシ此ノ場  
合ニ於テハ買受人又ハ譲受人ヲシテ本規程ニ依ル義務ヲ繼承セシ  
ムヘシ

第七條 補助金ノ下付ヲ受ケタル者ハ毎年三月末日迄ニ前年中ノ製  
造量、製品販路其ノ他製造ニ關スル成績ヲ當廳ニ報告スヘシ

第八條 補助金ノ下付ヲ受ケタル者ニ對シ乳油製造其ノ他ニ關シ特  
ニ指揮命令アルトキハ之ヲ遵守スヘシ

第九條 第三條乃至第七條ニ違反シタル者及第八條ノ指揮命令ヲ違  
守セサル者ニ對シテハ其ノ補助金ノ全部又ハ一部ヲ返納セシムル  
コトアルヘシ

第十條 本規程ニ依リ當廳ニ差出ス書類ハ所轄町村役場郡市役所ヲ  
經由スヘシ

附 則

第二條ノ出願期限ハ大正七年ニ限リ八月三十日トス

○牝馬購入補助規程 (大正八年三月 告示第九五號)

第一條 馬匹改良増殖獎勵ノ爲産馬事業ニ從事スル者職手、青森  
縣、秋田縣又ハ北海道地方ヨリ左ノ各號ニ適合スル牝馬ヲ購入シ  
タルトキハ當該年度豫算範圍内ニ於テ實物検査ノ上購入價額三分  
ノ一以内ノ補助金ヲ下付ス

一 年齡明ケ三歳以上明ケ七歳以内

二 体高四尺四寸以上

三 毛色鹿毛、青毛、栗毛ノ内

四 体格強健ニシテ性質善良ナルモノ

五 惡癖又ハ悪性ノ疾病ナキモノ

第二條 補助金ノ下付ヲ受ケムトスル者ハ牝馬購入後三十日以内ニ  
左ノ事項ヲ具シ知事ニ願出ツヘシ

一 種類、名號及産地

二 年齢

三 体高

四 毛色

五 父母ノ系統

六 購入價額及購入年月日

七 賣却人ノ住所氏名

第三條 補助金ヲ受ケタル牝馬ノ所有者ハ補助指令ヲ受ケタル月ヨリ  
起算シ滿七箇年間本縣内ニ於テ當該牝馬ヲ飼養シ蕃殖用ニ供スル  
義務アルモノトス但シ本縣内ニ於テ業務ヲ營ム産馬業者ニ賣却又  
ハ譲渡スルヲ妨ケス

第四條 前條ノ賣却又ハ譲渡ヲ爲サムトスルトキハ第一號様式ニ依  
リ知事ニ出願認可ヲ受ケヘシ

第五條 補助金ヲ受ケタル牝馬義務期限内ニ於テ疾病又ハ其ノ他ノ事  
故ニ因リ蕃殖用ニ堪ヘサルニ至リタルトキハ知事ノ認可ヲ得テ任  
意處分スルコトヲ得

第六條 補助金ヲ受ケタル牝馬義務期限内ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當  
シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ連署ナク知事ニ報告スヘシ但シ斃死  
ノ場合ニ在リテハ獸醫ノ診斷書若ハ検査書ヲ添付スヘシ

一 斃死シタルトキ

二 失踪シ又ハ盜奪セラレタルトキ

右報告候也  
年月日 住所 氏名 印  
廣島縣知事宛  
備考  
事由欄ニハ種付後流産者ハ分娩後斃死シタル事由ヲ記入スヘ  
シ

○蠶業補助金交付規程 (大正七年三月 告示第一二六號)

第一條 郡市若ハ郡市農會ニ於テ左記事業ヲ行フトキハ本規程ニ依  
リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

一 桑園ノ改良増殖計ル爲桑苗ヲ育成シ無償又ハ實費以下ノ價  
格ヲ以テ配付スルトキ及町村農會又ハ蠶業ニ關スル團體ニ於  
テ桑苗ヲ育成シ無償又ハ實費以下ノ價格ヲ以テ配付スルトキ

二 對シ獎勵金又ハ補助金ヲ交付スルトキ

三 養蠶ニ關スル組合又ハ産業組合法ニ依ル組合ヲ組織シ専任技  
術員ヲ置キ蠶業ニ關スル事項ヲ共同施行スルモノニ對シ獎勵  
金又ハ補助金ヲ交付スルトキ

第二條 前條第二號ノ組合ハ左ノ各號ニ該當ノモノナルコトヲ要ス

一 一町村以上ノ一區域ト爲スコト但シ特別ノ事情アルトキハ此  
ノ限ニ在ラス

二 五十名以上ノ組合員ヲ有スルコト但シ土地ノ狀況ニ依リ五十  
名以上ノ養蠶者ナキトキハ此ノ限ニ在ラス

三 技術員ノ常設又ハ春蠶飼育期ニ在リテハ六十日以上秋蠶飼育

三 前號ノ馬匹ヲ報告後發見シタルトキ  
第七條 補助金ヲ受ケタル牝馬ノ所有者ハ毎年八月十日迄ニ前年中ニ  
於ケル種付成績ヲ第二號様式ニ依リ知事ニ報告スヘシ  
大正七年四月本縣告示第百六十五號種付牝馬補助規程第六條ノ届  
出ヲ爲シタル者ハ前項ニ依リ報告シタルモノト見做ス  
第八條 第三條第四條第五條第七條ニ違反シタルトキハ既ニ下付シ  
タル補助金ノ全部又ハ一部ヲ返納セシムルコトアルヘシ  
第九條 本規程ニ依リ知事ニ差出ス文書ハ所轄町村役場郡市役所ヲ  
經由スヘシ

(第一號様式) 牝馬賣却(讓渡)認可申請

本縣牝馬購入費補助規程ニ依リ縣費補助金ヲ受ケ購入シタル牝馬今般  
都合ニ依リ賣却(讓渡)致度候間御認可相成度此段相願候也

年月日 住所 賣却(讓渡)人 氏名 印  
住所 買受(讓受)人 氏名 印  
廣島縣知事宛

(第二號様式) 補助牝馬種付成績報告 (何年分)

牝馬名號	種付	付産	駒	事由
馬名	種付回数	受胎有無	出産年月日	性

期ニ在リテハ四十日以上ノ期間設置スルモノナルコト  
 四 組合規約又ハ定款ヲ設ケ左記各號ノ事業ヲ共同施行スルコト  
 但シ郡長ノ承認ヲ經タルトキハ事業ノ一部ヲ改廢スルコトヲ  
 得

- (イ) 縣獎勵品種ノ雜糧飼育
- (ロ) 蠶種、蠶具、桑園肥料等ノ購入
- (ハ) 蘭ノ販賣
- (ニ) 貯金
- (ホ) 病虫災害ノ驅除豫防
- (ヘ) 其ノ他必要ナル事項

前項第四號ノ獎勵品種ハ別ニ之ヲ告示ス  
 第三條 補助金ノ交付ヲ受ケムトスルモノハ前年度二月末日迄ニ經  
 費收支豫算書、施行事業ニ對スル規定及事業計劃說明書ヲ添附シ  
 知事ニ申請スヘシ  
 第四條 補助金交付ノ指令ヲ受ケタルモノハ左記事項ヲ遵守スヘシ  
 一 施設事業ノ成績及決算ヲ事業終了後直ニ別記様式ニ依リ報告  
 スヘシ  
 二 豫定ノ事業ヲ變更セムトスルトキハ知事ノ認可ヲ受ケヘシ但  
 シ第二條第四號但書ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス  
 第五條 左ノ場合ニ於テハ補助金交付ノ指令ヲ取消シ補助金額ヲ削  
 減シ又ハ既ニ交付シタル補助金ヲ返納セシムルコトアルヘシ  
 一 第四條又ハ指令ノ條件ニ違背シタルトキ

【四八】  
 二 事業ノ施行不十分ナリト認メタルトキ  
 三 豫定ノ經費ヲ支出セザルトキ  
 附 則  
 第六條 第三條ノ出願期限ハ大正七年ニ限リ四月十日迄トス  
 第七條 明治三十七年廣島縣告示第六十六號雜糧共同飼育費補助規  
 程同年廣島縣告示第一百號蠶病消毒費補助規程及明治四十四年廣  
 島縣告示第六十七號桑園增殖獎勵規程ハ之ヲ廢止ス  
 (様式)  
 年月日 郡市團休長 氏 名 印  
 知事 宛 桑園增殖ニ關スル成績

町村別	組合員數	交付金額	技術員氏名	給料	同上設備立置期間	收穫額	貯金額	其ノ他共同事業
計								

右及報告候也  
 年月日 郡市團休長 氏 名 印  
 知事 宛  
 決算報告書

計	科目	豫算額	決算額	對豫算額決算額増減	同上事由

右及報告候也

公有林植樹獎勵金下付規程 (大正八年七月 告示第三〇三號)

第一條 市町村、市町村組合又ハ町村組合ノ事業トシテ左記各號ノ  
 一 該當スル土地ニ造林シ又ハ防火線ヲ建設シタルトキハ本則ノ  
 定ムル所ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ一箇所一回ヲ限リ獎勵  
 金ヲ下付ス  
 一 大字其ノ他ノ部落ノ所有タリシ土地ヲ明治四十三年四月以後  
 新ニ市町村ノ所有ニ移シタルモノ  
 二 市町村、市町村組合、町村組合又ハ大字其ノ他ノ部落ノ所有  
 ニ屬スルモノ

【四九】  
 第二條 本規程ニ於テ造林ト稱スルハ左記各號ノ一ニ該當スル事業  
 ヲ謂フ  
 一 新ニ行フ植樹  
 二 天然生雜樹ノ疎生セル部分ノ補植又ハ天然生雜樹ノ保育ノ爲  
 行フ雜草木、荊蕪ノ刈拂  
 三 天然下種ヲ容易ナラシムル爲行フ雜草木、荊蕪ノ刈拂又ハ地  
 表ノ堀起  
 第三條 獎勵金ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ定メ竣功検査ノ上下付ス  
 一 第一條第一號ニ該當スル土地  
 (イ) 無立木地ニ於ケル造林ニ對シテハ事業費ノ十分ノ八以内  
 (ロ) 伐採跡地ニ於ケル造林ニ對シテハ事業費ノ十分ノ六以内  
 二 第一條第二號ニ該當スル土地  
 (イ) 無立木地ニ於ケル造林ニ對シテハ事業費ノ十分ノ七以内  
 (ロ) 伐採跡地ニ於ケル造林ニ對シテハ事業費ノ十分ノ五以内  
 三 防火線設置ニ對シテハ事業費ノ十分ノ六以内  
 前項ノ事業費ハ實費額トス但シ其ノ實費額ニシテ第五條ニ依リ指  
 定シタル設計額ヲ超過シタルトキハ其ノ設計額ニ依ル  
 第四條 獎勵金ノ下付ヲ受ケムトスル者ハ第一號様式ノ申請書ニ施  
 業箇所面積及申請ニ對スル關係議會ノ議決書寫ヲ添附シ施業前年  
 度七月末日迄ニ當廳ニ差出スヘシ  
 郡長ニ於テ前項ノ申請書ヲ受理シタルトキハ意見ヲ附シ十日以内  
 ニ當廳ニ進達スヘシ  
 事業費豫算ヲ議決シタルトキハ其ノ議決書寫ヲ二十日以内ニ當廳

看做ス

第十四條 大正九年度分ニ限リ第四條第一項ノ期限ヲ大正八年九月末日迄トス  
(第一號様式)

公有林植樹獎勵金下付申請書

所在地	造林種類	林種	防火
何(市)何(町)大字何字何番地(山林) 臺帳面積 何町何反何畝歩 明治四十三年四月以後新ニ市町村有ニ移シタル土地 (市町村有) (部落有林野ニ地上權ヲ設定シタル土地)	造林ノ種別 新植(天然生種樹ノ疎生セル部分ノ補植又ハ天然生種樹保育ヲ爲行フ雜草荊棘ノ刈拂) 天然下種ヲ容易ナラシムル爲行フ雜草荊棘ノ刈拂又ハ地表ノ掘起 伐採跡地(無立木地) 無立木地ノ別種 樹種 (杉、扁柏、松)等	實測面積何町何反歩(別紙實測圖ノ通) 何圓 但シ一町歩ニ付何圓 何年何月何日着手 何年何月何日竣功	種別 延長 幅員 及坪數 經費 種別 何圓 但シ一坪ニ付 何錢 何年何月何日着手 何年何月何日竣功

ニ差出スヘシ

第五條 獎勵金下付ノ指令ヲ爲ストキハ同時ニ設計書ヲ以テ施業ノ方法ヲ指定ス此ノ場合ニ於テハ施業指定ノ爲申請書ノ事項ヲ變更スルコトアルヘシ

第六條 獎勵金下付ノ指令ヲ受ケタル者ハ前條指定ノ設計書ニ依リ施業スル義務アルモノトス

前項ノ設計書ニ依リ施業シ難キ事故ヲ生シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ

第七條 獎勵金下付ノ指令ヲ受ケタル者ハ事業竣功後十五日以内ニ第二號様式ノ實費調書ヲ當廳ニ差出スヘシ

第八條 獎勵金ノ下付ヲ受ケタル事業箇所ニ補植・手入ヲ行ヒタル時又ハ天災・人爲其ノ他ノ被害アリタルキハ其ノ都度報告スヘシ

第九條 本規程ニ依リ町村長ヨリ差出ス書類ハ所轄郡役所ヲ經由スヘシ

第十條 第六條第二項ニ違反シ又ハ第七條ノ報告ヲ爲サス若ハ過誤・怠慢ニ依リ成林ノ見込ナキニ至ラシメタルトキ其ノ他不正ノ行爲アリタルトキハ獎勵金下付ノ指令ヲ取消シ又ハ既ニ下付シタル獎勵金ノ全部又ハ一部ヲ返納セシムルコトアルヘシ

第十一條 本規程ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十二條 本規程ハ荒地復舊費補助規程ニ依リ補助金ヲ受ケル者ニハ之ヲ適用セス

第十三條 大正三年六月廣島縣令第十九號公有林植樹獎勵金下付規程ニ依リ既ニ受理シタル申請書ハ本規程ニ依リ提出シタルモノトス

右大正何年度ニ於テ施業可致候ニ付公有林植樹獎勵金下付規程ニ依リ相當獎勵金御下付相成度(市)町(村)會議決書寫添附此段及申請候也

年月日 何郡(市)何町(村)長 何 某 印

廣島縣知事 何 某 殿

(注意) (別紙實測圖添附ヲ要ス) 圖面畧

(第二號様式)

公有林植樹費實費調書

一金 何 程 但シ大正 年 月 日指令農第 號ヲ以テ獎勵金

下付許可ニ對スル何郡(市)何町村大字何字何番山林(原野)施業面積何町何反歩ニ對スル實費

内 譯

金 何 程 地 拵 費	人 夫 何 人 一 人 二 付 何 程
金 何 程 苗 木 費	杉 何 本 一 本 二 付 何 程
金 何 程 植 付 費	扁 柏 何 本 一 本 二 付 何 程
(金) 何 程 防 火 線 設 置	人 夫 何 人 一 人 二 付 何 程
金 何 程 何	人 夫 何 人 一 人 二 付 何 程

右之通相違無之候也

年月日 何郡(市)何町(村)長 何 某 印

廣島縣知事 何 某 殿

(備考)

一 苗木購入ヲ爲ササルモノニ在リテハ設計書ノ苗木代單價ニ所要本數ヲ乘シタル額ヲ記載スヘシ

一 苗木運搬費ヲ支出シタルトキハ苗木費ノ内譯ニ記載スヘシ

一 事業ヲ受負ニ附シタルトキハ其ノ金額ヲ又一部ノ事業ヲ受負ニ附シタルトキハ其ノ事業種(地拵費、植付費等)別ニ記載スヘシ

○竹林造成費補助規程 (大正八年八月) 告示第三四四號

第一條 竹林造成ノ目的ヲ以テ左ニ掲ケル事業ヲ爲ス者ニハ本規程ノ定ムル所ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ下付ス

一 改良ノ爲行フ土入、切替又ハ施肥

二 新植ノ爲行フ母竹又ハ鞭根ノ植栽

第二條 補助金ヲ下付スヘキ竹ノ種類ハ苦竹、淡竹、孟宗竹、黒竹及知事ニ於テ必要ト認ムル竹種トシ其ノ面積ハ前條第一號ノ事業ニ在リテハ一箇所五畝歩以上、同條第二號ノ事業ニ在リテハ一箇所二畝歩以上ノモノニ限ル但シ土地ノ狀況ニ依リ此ノ制限ニ依ラサルコトアルヘシ

第三條 補助金ノ額ハ事業費實費額ノ十分ノ六以内トシ竣功検査ノ上之ヲ下付ス但シ其ノ實費額ニシテ第六條ニ依リ指定シタル設計額ヲ超過シタルトキハ其ノ設計額ニ依ル

第四條 補助金ハ土地購入費又ハ借地料ニ對シテハ之ヲ下付セズ

第五條 補助金ノ下付ヲ受ケムトスル者ハ第一號様式ノ申請書ヲ施業前年度七月末日迄ニ當廳ニ差出スヘシ

團體ニ於テ前項ノ申請ヲ爲スニハ施業箇所・面積並申請ニ對スル關係團體ノ議決書寫ヲ添附スヘシ又事業費豫算ヲ議決シタルトキハ其ノ議決書寫ヲ二十日以内ニ當廳ニ差出スヘシ

郡市長ニ於テ第一項ノ申請書ヲ受理シタルトキハ意見ヲ附シ十日以内ニ當廳ニ進達スヘシ

第六條 補助金下付ノ指令ヲ爲ストキハ同時ニ設計書ヲ以テ施業ノ方法ヲ指定ス此ノ場合ニ於テハ施業指定ノ爲申請書ノ事項ヲ變更スルコトアルヘシ

第七條 補助金下付ノ指令ヲ受ケタル者ハ前條ノ設計書ニ依リ施業スル義務アルモノトス

前條ノ設計書ニ依リ施業シ難キ事故ヲ生シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ

第八條 補助金下付ノ指令ヲ受ケタル者ハ事業竣功後十五日以内ニ第二號様式ノ竣功届ヲ當廳ニ差出スヘシ

第九條 補助金ノ下付ヲ受ケ施業シタル竹林ニシテ成績不真ナルトキハ必要ト認ムル施業ヲ命スルコトアルヘシ

第十條 本規程ニ依リ差出ス書類ハ所轄郡市役所、町村役場ヲ經由スヘシ

第十一條 第七條ニ違反シ又ハ第九條ニ依リ命セラレタル施業ヲ爲ササルトキ、其ノ他不正ノ行爲アリタルトキハ補助金下付ノ指令ヲ取消シ又ハ既ニ下付シタル補助金ノ全部若ハ一部ヲ返納セシムルコトアルヘシ

附 則

第十二條 本規程ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十三條 竹林改良増殖費補助規程ハ之ヲ廢止ス但シ該規程ニ依リ既ニ受理シタル申請書ハ本規程ニ依リ提出シタルモノト看做ス

第十四條 大正八年度及大正九年度ニ限リ第五條第一項ノ期限ヲ大

正八年九月末日迄トス

(第一號様式)

竹林造成補助金下付申請書

施業ノ種類 改良ノ爲行フ土入(切替、施肥)又ハ新植ノ爲行フ母竹(鞭根)ノ植栽

施業ノ箇所 何市何町大字何字何番地(別紙位置圖ノ邊)

竹ノ種類及面積 苦竹(淡竹、孟宗竹、黒竹等) 實測面積何反何畝歩

確定經費 何圓

施業確定期間 何年何月何日着手何年何月何日竣功

右ハ大正何年度ニ於テ施業可致候ニ付竹林造成費補助規程ニ依リ補助金御下付相成度此段及申請候也

年 月 日 (申請者) 住所

廣島縣知事 何某 殿 氏 名 印

(注意) 一 別紙位置圖添附ヲ要ス (圖面畧ス)

二 改良新植ハ各別ニ提出スヘシ

(第二號様式)

竣 功 届

施業ノ種類 改良ノ爲行フ土入(切替、施肥)又ハ新植ノ爲行フ母竹(鞭根)ノ植栽

施業ノ箇所 何市何町大字何字何番地

竹ノ種類及面積 苦竹(淡竹、孟宗竹、黒竹等) 實測面積何反何畝歩

施業經費 何圓

内 譯 入土代何何何程、土入人夫何人何程、切替人夫何人何程、肥料何何何程、施肥人夫何人何程等

母竹何本分何程、鞭根何本分何程、植付人夫何人分何程、支柱代何何何程等

施業期間 何年何月何日着手何年何月何日竣功

右ノ通實行濟相違無之此段及御届候也

年 月 日 (申請者) 住所

廣島縣知事 何某 殿 氏 名 印

(注意) 改良、新植ハ各別ニ提出スヘシ

○樹苗養成費補助規程 (大正八年八月 告示第二八七號)

第一條 造林事業又ハ荒地地復舊事業ノ用ニ供スヘキ樟、樺、櫻、胡桃、漆、栗、厚朴、櫟、山楡、榿、油桐、桐、杉、扁柏、やしやふし、にせあかしや及知事ニ於テ必要ト認ムル樹苗ノ養成ヲ爲ス者ニハ本規程ノ定ムル所ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ下付ス

第二條 補助金ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ定メ竣功、検査ノ上下付ス

一 播 種 事業費ノ十分ノ七以内

二 床 替

(イ) 樟、樺、櫻、胡桃、漆及杉ノ苗木ニ對シテハ事業費ノ十分ノ六以内

(ロ) 栗、厚朴、櫟、山楡、榿、油桐、桐、扁柏、やしやふしにせあかしや及知事ニ於テ必要ト認ムル苗木ニ對シテハ事業費ノ十分ノ五以内

三 病虫害驅除豫防

前項ノ事業費並藥品代金ハ實費額トス但シ其ノ實費額ニシテ第六條ニ依リ指定シタル設計額ヲ超過シタルトキハ其ノ設計額ニ依ル

第三條 補助金ハ土地購入費、借地料、開墾費、吏員給又ハ旅費ニ對シテハ之ヲ交付セス

第四條 補助金下付スヘキ樹苗圃ハ播種苗圃ニ在リテハ床面五坪以上、床替苗圃ニ在リテハ床面二畝歩以上ノモノニ限ル但シ地方ノ狀況ニ依リ此ノ制限ニ依ラサルコトアルヘシ

第五條 補助金ノ下付ヲ受ケムトスル者ハ第一號様式ノ申請書ヲ施業前年度七月末日迄ニ當廳ニ差出スヘシ

團體ニ於テ前項ノ申請書ヲ爲ストキハ施業箇所面積及申請ニ對スル關係團體ノ議決書寫ヲ添附スヘシ又事業費豫算ヲ議決シタルトキハ其ノ議決書寫ヲ二十日以内ニ當廳ニ差出スヘシ

郡市長ニ於テ第一項ノ申請書ヲ受理シタルトキハ意見ヲ附シ十日以内ニ當廳ニ進達スヘシ

第六條 補助金下付ノ指令ヲ爲ストキハ同時ニ設計書ヲ以テ施業ノ

方法ヲ指定ス此ノ場合ニ於テハ施業指定ノ爲申請書ノ事項ヲ變更スルコトアルヘシ

第七條 補助金下付ノ指令ヲ受ケタル者ハ前條指定ノ設計書ニ依リ施業スル義務アルモノトス

前項ノ設計書ニ依リ施業シ難キ事故ヲ生シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ

第八條 補助金下付ノ指令ヲ受ケタル者設計書ニ基キ施肥、草除又ハ病虫害驅除豫防ヲ爲シタルトキハ第二號様式ニ依リ其ノ都度之ヲ報告スヘシ

郡市長ニ於テ前項ノ報告ヲ受理シタルトキハ意見ヲ附シ當廳ニ差出スヘシ

第九條 補助金下付ノ指令ヲ受ケタル者ハ事業竣功後十五日以内ニ第三號様式ノ竣功届ヲ當廳ニ差出スヘシ

第十條 補助金ノ下付ヲ受ケタル苗圃ニシテ成績不良ナルトキハ必要ト認ムル行爲ヲ命スルコトアルヘシ

第十一條 本規程ニ依リ差出ス書類ハ所轄郡市役所、町村役場ヲ經由スヘシ

第十二條 第七條ニ違反シ又ハ第十條ニ依リ命セラレタル行爲ヲ爲サ、ルトキ其ノ他不正ノ行爲アリタルトキハ補助金下付ノ指令ヲ取消シ又ハ既ニ下付シタル補助金ノ全部又ハ一部ヲ返納セシムルコトアルヘシ

附則

第十三條 本規程ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十四條 大正七年四月廣島縣告示第百七十二號樹苗養成費補助規程ニ依リ受理シタル申請書ハ本規程ニ依リ提出シタルモノト看做ス

第十五條 大正八年度及大正九年度ニ限り第五條第一項ノ期限ヲ大正八年九月末日迄トス

【五四】

樹苗養成補助金下付申請書

播種	種	床	替	病虫害
所在地 何市何町何字何番地畑	實測面積 何畝歩(何坪)ノ内床面何畝歩(何坪)別紙圖面ノ通	樹種本數 何 何本一坪ニ付何本	床替回次 何 何回	施行地 何市何町何字何番地畑
播種月日 何月何日	豫定經費 何 何程	床替月日 何月何日	豫定經費 何 何程	病虫害ノ種類 杉赤枯病

右ハ大正何年度ニ於テ施業可致候ニ付樹苗養成費補助規程ニ依リ相當補助金御下付相成度(關係議會決議書寫添附)此段申請候也

年月日 (申請者) 住所 氏 名 印

廣島縣知事 何某 殿

(注意)

一 事業ノ種類ハ該當事項ノミ記入シ他ハ省畧スヘシ

一 播種床替事業ニ在リテハ實測圖添附ヲ要ス (圖面畧)

(第二號様式)

樹苗圃施肥(除草)病虫害驅除豫防報告

指令番 年月日 何年何月何日指令農第何號

施肥(除草)病虫害驅除豫防 何回何施肥(除草)病虫害驅除豫防

施行面積 播種(床替)苗圃何坪(何反何畝歩)

施行月日 何月何日

右報告候也

年月日 (申請者) 住所 氏 名 印

廣島縣知事 何某 殿

【五五】

右ノ通實行濟相違無之此段及御届候也

病虫害驅除	床	播種	功	屬
施行地 何市何町何字何番地畑	所在地 何市何町何字何番地畑	所在地 何市何町何字何番地畑	功	屬
面積 何畝歩(何坪)ノ内床面何畝歩(何坪)	實測面積 何畝歩(何坪)ノ内床面何畝歩(何坪)	樹種本數 何 何本一坪ニ付何本	功	屬
藥品代 何程内譯 硫酸銅 何實何程等	經費 何程内譯 肥料何程、床替人夫何人何程、施肥人夫何人何程、除草人夫何人何程、日除露除材料何程人夫何人何程等	經費 何程内譯 種子何升何程、藁何束何程、竹何本何程、何人何程、肥料何程、日除露除材料何程、人夫何人何程等	功	屬

廣島縣知事 何 某 殿

(注意)

事業ノ種類ハ該當事項ノミヲ記入スヘシ

○荒地復舊費補助規程 (大正三年六月 縣令第一八號)

第一條 治水上重要關係アル公有社寺有及私有ニ屬スル保安林ニシテ森林法第二十七條ニ依リ施業ヲ指定シタルモノ又ハ森林法第七條ニ依リ造林ヲ命ジタル土地ニ對シ荒地復舊ニ必要ナル地盤保護植樹及地盤保護工事ヲ爲ス者ニハ本規程ノ定ムル所ニ依リ當該年度豫算金額ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ下付ス但シ森林法第二十八條ニ依リ補償ヲ受ケヘキモノ郡ニ於テ施行スル地盤保護植樹又ハ砂防ニ依リ砂防指定地ニ於ケル事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二條 補助金ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ定メ竣工検査ノ上下付ス

一 地盤保護植樹ハ事業費ノ六分ノ二以上六分ノ四以下

二 地盤保護工事ハ事業費ノ六分ノ三以上六分ノ五以下

前項ノ事業費ハ其ノ實費額トス但シ其ノ實費額ニシテ第四條ノ設計額ヲ超過シタルトキハ其ノ設計額ニ依ル

第三條 補助金ノ下付ヲ受ケムトスル者ハ第一號様式ノ申請書ニ第二號様式ノ位置圖ヲ添付シ施業前年度七月末日限リ當廳ニ差出スヘシ但シ公有ニ屬スルモノニ在リテハ別ニ施業箇所、面積及申請ニ對スル關係議會ノ議決書寫事業費見込調書ヲ添付スヘシ

第四條 補助金ノ下付ヲ許可シタルトキハ設計書ヲ以テ施業ノ方法ヲ指定ス此ノ場合ニ於テハ施業指定ノ爲申請書ノ事項ヲ變更スルコトアルヘシ

【五六】

第五條 補助金下付ノ許可ヲ受ケタル者ハ前條指定ノ設計書ニ依リ施業シ難キトキハ其ノ事由ヲ具シ許可ヲ受ケヘシ

第六條 補助金下付ノ許可ヲ受ケタル者事業ニ着手セムトスルトキハ十日前ニ其ノ月日ヲ届出ツヘシ事業竣工後十五日以内ニ第三號様式ニ依リ實費調書ヲ差出スヘシ

第七條 補助金ノ下付ヲ受ケタル事業箇所ニ補植修繕等ヲ行ヒタルトキ又ハ天災人爲其他ノ被害アリタルトキハ其ノ都度報告スヘシ

第八條 本規則ニ依リ差出ス書面ハ所轄郡市役所、町村役場ヲ經由スヘシ

第九條 第五條及第六條第一項ニ違背シ又ハ第七條ノ報告ヲ爲サス若ハ過誤怠慢ニ依リ復舊ノ見込ナキニ至ラシメタルトキ又ハ不正ノ行爲アリタルトキハ補助金下付ノ指令ヲ取消シ又ハ既ニ下付シタル補助金ノ全部若ハ一部ヲ返納セシムルコトアルヘシ

附 則

第十條 本規定ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十四年七月七日廣島縣告示第三百十六號保安林荒地復舊費補助規定ハ之ヲ廢止ス

第十一條 大正四年度分ニ限リ第三條ノ申請期限ヲ大正三年十月末日迄トス

第十二條 保安林荒地復舊費補助規定ニ依リ既ニ申請シタルモノ並公有林植樹獎勵金下付規則ニ依リ既ニ地盤保護工事ニ對スル獎勵金下付申請ヲシタルモノ、内保安林又ハ森林法第七條ノ造林命令ヲ受ケタルモノハ大正三年度ニ限リ本規定ニ依リ申請シタルモノト見做ス

(第一號様式)

荒地復舊費補助申請書

何那何町村大字何何番地山林(原野)

保安林(造林命令地)臺帳面積何町何反何畝歩

所有者名

内

一 地盤保護工事實測面積何町何反何畝歩 此豫定經費金額何程

一 地盤保護植樹實測面積何町何反何畝歩 此豫定經費金額何程

右ハ大正何年度ニ於テ施業致候ニ付大正三年縣令第何號ニ依リ相當補助相成度別紙位置圖(關係書類)相添此段申請候也

大正何年何月何日

住所

(申請者)

氏 名 印

廣島縣知事 何 某 殿

備考

地盤保護工事又ハ地盤保護植樹ノ何レカ一方ナルトキハ他ノ事項ヲ省キ申請書ヲ作製スヘシ

(第三號様式)

荒地復舊費調查書

一金 何 程

但シ大正何年何月何日指令農第何號ヲ以テ補助金下付御許可ニ對スル何那何町字何何番地山林段別何町何反何畝歩荒地復舊費實費

内 譯

金 何 程 芝 何千枚 一枚 金 何 程

金 何 程 苗木何千本 一本 金 何 程

金 何 程 肥料 油粕何斗 一升 金 何 程

金 何 程 燒土何石 一斗 金 何 程

金 何 程 石工 何人 一人 金 何 程

金 何 程 何々

右ノ通相違無之候也

大正何年何月何日 郡市町村長

何 誰 印

廣島縣知事 何 某 殿

(注意)

一 地盤保護植樹ノ場合ニ在リテハ人夫ヲ地拵及植付ノ二種ニ分配シ芝、石工等ノ如キ必要ナキモノヲ省畧シ地盤保護工事及地盤保護植樹ノ雙方施行ノ場合ニ於テハ各別ニ記載ヲ要ス

一 苗木購入ヲ爲サル者ニ在リテハ設計金額ノ單價ヲ乘シタルモノ又苗木運搬費ヲ支出シタルトキハ苗木費ノ内譯ニ記載シ尙事業ヲ受負ニ付シタルトキハ其ノ金額ヲ又一部ノ事業ヲ受負ニ付シタルトキハ其ノ事業種(地拵費植付費等)別ニ記載スルヲ要ス

○公有林野整理獎勵金下付規程 (大正八年七月 告示第二八七號)

第一條 公有林野整理ノ目的ヲ以テ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ヲ爲シタルトキハ當該市町村ニ對シ本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ下付ス

一 大字其ノ他部落ノ所有タリシ林野ヲ統一ノ爲其ノ市町村ニ取

【五七】

得シタルトキ

二 公有林野ノ入會整理ヲ完成シタルトキ  
第二條 獎勵金ハ贈本下付手数料、保存登記料及所有權移轉登記料ノ實費額並統一又ハ入會整理面積一町歩ニ對シ五十錢以内ヲ下付ス

前項ノ面積ハ臺帳面積トス

第三條 獎勵金ノ下付ヲ受ケムトスル者ハ法定手續完了後六十日以内ニ別記様式ノ申請書ニ關係議會ノ議決書寫ヲ添附シ當廳ニ差出スヘシ  
郡長ニ於テ前項ノ申請書ヲ受理シタルトキハ調査ノ上意見ヲ附シ

様式 部落有林野統一(公有林野入會整理)獎勵金下付申請書

林野所在	地目	臺帳面積	元所有者		移轉登記	統一(入會整理)	計
			元所有者	元入會			
市町村	大字	字	地番	名	元所有者	元入會	計
合	計				手數料	手數料	金

右ハ(本市(町)村)ニ取得(入會整理)ヲ了シ候ニ付公有林野整理獎勵金下付規程ニ依リ相當獎勵金御下付相成度(市)町(村)會議決書寫添附此段申請候也

廣島縣知事 何某 殿

何郡(市)何町(村)長 何

某印

(注意) 全一ノ林野ニ對シ統一及入會整理ヲ行ヒタルモノハ各別ニ獎勵金下付申請書ヲ提出スヘシ

### ○染織事業補助規程

(大正七年七月 縣令第四三號)

第一條 染織事業獎勵ノ爲本規程ニ依リ毎年度縣費豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

第二條 補助金ハ廣幅力織機購入ニ要スル費用ニ對シ之ヲ交付ス補助金額ハ前項購入費ノ四分ノ一以内トス

第三條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ毎年二月末日迄ニ知事ニ申請スヘシ

一 工場名及其ノ所在地

二 工場設置年月日

三 資本金額(個人經營ニ在リテハ固定及運轉資金額)

四 工場ノ棟數及其ノ建坪

五 現在据附ケタル力織機數及新ニ据附ヘキ力織機數(力織機ノ種數及名稱)並價格、購入先ヲ記スヘシ

六 職工數

七 製品ノ種類

八 既往三箇年間(創立後三箇年未滿ナルトキハ其ノ創立後ノ年

期間)ニ於ケル生産數量及價額並販路

第四條 補助金ハ力織機ノ据附ヲ了シタル後實地検査ノ上之ヲ交付ス

第五條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者ハ其ノ物件ヲ他ニ讓渡シ若ハ貸與シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ス但シ知事ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第六條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ知事ハ補助ノ指令ヲ取消シ又ハ已ニ交付シタル補助金ノ全

【五八】

十五日以内ニ當廳ニ進達スヘシ

第四條 本規程ニ依リ町村長ヨリ差出ス書類ハ所轄郡役所ヲ經由スヘシ

第五條 不正又ハ過誤、怠慢ニ依リ不當ノ獎勵金ヲ受ケタルトキハ其ノ獎勵金ノ全部又ハ一部ヲ返納セシムルコトアルヘシ

附 則

第六條 本規程ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七條 大正二年四月廣島縣告示第百二十四號部落有林野統一獎勵金下付規程ハ之ヲ廢止ス

部若ハ一部ヲ返納セシムルコトアルヘシ

一 箇年以上事業ヲ開始セス若ハ補助ヲ受ケタル後五箇年以内ニ休業又ハ廢業シタルトキ

二 第五條ノ規程ニ違背シタルトキ

三 業務上違法若ハ不正ノ行為ヲ爲シ又ハ補助申請ニ關シ不正ノ行為アリタルトキ

第七條 本規定ニ依リ提出スル書類ハ總テ所轄郡市役所ヲ經由スヘシ

附 則

第八條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第九條 第三條中毎年二月末日トアルハ大正七年度ニ在リテハ大正七年八月末日限リトス

### ○廣島縣漁業獎勵金下付規定

(大正五年二月 告示第六九號)

第一條 漁業獎勵ノ爲メ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ本規定ニ據リ獎勵金ヲ下付ス

第二條 獎勵金ノ下付ヲ受ケヘキ者ハ本縣内ニ住所ヲ有シ現ニ漁業ニ従事スル者ニ限ル

第三條 獎勵金ハ出漁獎勵金及漁船改良獎勵金ノ二種トス

第四條 出漁獎勵金ハ打瀬網又ハ延繩ヲ以テ朝鮮關東州膠州灣其他

之ニ準スル遠洋ニ同一市町村内ニ於テ各五隻ヲ以テ一團體ヲ組織

シ若クハ單獨ニシテ五ヶ月以上出漁スル者ニ對シ左ノ通之ヲ下付

【五九】

打瀬網漁業

一隻ニ付 金八十圓以内

延縄漁業 一隻ニ付 金四十五圓以内

前項以外ノ漁業種類ト雖特ニ必要ヲ認メタルモノニ對シテハ相當  
出流獎勵金ヲ下付スルコトアルヘシ

第五條 漁船改良獎勵金ハ第十二條ノ規定ニ準據シテ打瀬網漁船ヲ  
建造スル者ニ對シ一隻ニ付建造費ノ五分ノ一以内ヲ下付ス

第六條 獎勵金ノ下付ヲ受ムトスル者ハ書式第一號ノ願書ニ住所  
市町村長ノ身元證明書並ニ左記事項ヲ調査シ添へ毎年三月三十一  
日限所轄郡市役所ヲ經由シ當廳ニ提出スヘシ

出流ノ分

- 一 漁業種類、出流期間、出流海面、並ニ根據地名
- 一 漁船ノ長、巾、深、並ニ船齡
- 一 漁具數並ニ乗組員數
- 一 出帆豫定期日
- 一 漁船改良ノ分
- 一 造船地名及造船者氏名
- 一 造船設計書及圖面
- 一 造船ニ關スル契約書寫
- 一 工事着手豫定期日

第七條 獎勵金ハ出流期間終了後又ハ造船竣工後ニ於テ之ヲ交付ス  
但シ出流獎勵金ハ出流前理由ヲ具シ書式第二號ニ依リ出願スルト  
キハ其幾部ノ前渡ヲナスコトアルヘシ

第八條 獎勵金下付ノ指令ヲ受ケタル者ハ本縣監督員ノ指揮命令ニ  
從フ義務アルモノトス

第九條 獎勵金下付ノ指令ヲ受ケタル者ハ出流ニ在リテハ出帆並ニ取  
着月日ヲ造船ニ在リテハ着手並ニ竣工月日ヲ其ノ都度住所又ハ  
造船所所在地市町村長ノ證明ヲ得テ當廳ニ届出ツヘシ

第十條 出流獎勵金ノ下付ヲ受ケ出流シタルモノハ出流中毎月ノ漁  
況ヲ翌月末日迄ニ仍ホ歸着後一ヶ月以内ニ左記事項ヲ當廳ニ報告  
スヘシ

一 歸着月日

一 收支概算

第十一條 本規定ニ違背シタルトキハ獎勵金下付ノ指令ヲ取消シ又  
ハ既ニ下付シタル獎勵金ノ幾部又ハ全部ヲ返納セシムルコトアル  
ヘシ

第十二條 造船ハ愛知縣形打瀬網漁船ノ建造ニ經驗アル船匠一名以  
上ヲ有スル造船所ニ於テ左ノ標準ニ依リ之ヲ爲スヘシ

一 船長ハ船巾ノ五倍以上トナスコト

一 從來ノ漁船ニ比シ軸部及機部ヲ成ルヘク緊縮シ中央部ヲ比較  
的廣潤ナラシムルコト

一 船深ハ中央部ニ於テ其巾ノ七分ノ二以内トナスコト

一 軸ノ傾度ヲ少シシ直角ニ近カラシムルコト

一 數ハ其ノ厚サヲ増シ最大巾ハ肩巾ノ四分ノ一以内トナスコト

一 中棚ノ開キハ軸部ニ於テ成ルヘク急ニ胸部ニ於テハ船數ト  
殆ント平面ニ近カラシムルコト

一 肋ヲ梁毎ニ附スルコト

一 甲板ハ出來得ル限リ水密トナスコト

第十三條 當分ノ内愛知縣形打瀬網漁船ヲ購入スル者ニ對シ購入船

○農業倉庫補助規程 (大正七年十二月 縣令第六四號)

第一條 農業倉庫補助ノ爲本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於  
テ補助金ヲ交付ス

第二條 補助金ハ農業倉庫業者カ農業倉庫ヲ建築、改築若ハ修繕シ  
又ハ買入レムトスル場合ニ於テ之ニ要スル費用ニ對シ之ヲ交付ス

第三條 補助金ノ額ハ前條ニ掲ケタル費用ノ四割以内トス但シ倉庫  
ノ建坪十五坪未満工事費又ハ買入費金二百圓未満ニ在リテハ補助  
金ヲ交付セス

第四條 補助金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ申請書ニ左ノ事項ヲ具シ  
前年度三月末日迄ニ之ヲ知事ニ提出スヘシ

一 倉庫設置ノ場所

二 敷地ノ面積及周圍ノ状況、交通運輸ノ便否

三 倉庫ノ棟數及各棟ノ建坪

四 倉庫及附屬建物ノ平面圖

五 倉庫ノ工事ニ要スル費用豫算書

六 倉庫ノ工事ニ關スル設計書及工事ノ着手並竣工豫定期日

七 敷地ヲ借入レ倉庫ヲ建設スル場合ハ貸借契約書及其ノ關係書  
類ノ寫

八 倉庫ヲ買入レムトスル場合ハ第五號及第六號ヲ除キ建築ノ年  
月、構造及買入ニ要スル費用豫算書

第五條 倉庫ノ工事竣成シ又ハ買入ニ付所有權移轉ノ登記ヲ了シタ  
ルトキハ費用決算書ヲ添へ遲滞ナク之ヲ知事ニ届出ツヘシ

第六條 補助金ハ實地検査ノ上之ヲ交付ス

【六一】

價ノ五分ノ一以内ヲ下付ス

第十四條 當分ノ内打瀬網漁船ヲ建造スル造船所ニ於テ打瀬網漁船  
ノ建造ニ熟練ナル愛知縣人船匠ヲ備入スルトキハ三ヶ月以内一ヶ  
月金二十圓ノ獎勵金ヲ下付ス

第十五條 第六條第七條ノ規定ハ前二條ノ場合ニ之ヲ準用ス

書式 (第一號)

獎勵金下付願

今般本縣漁業獎勵金下付規定ヲ遵守シ何々海ニ出流(又ハ打瀬網  
漁船建造)致シ度候間獎勵金御下付相成度別紙關係書類相添此段  
相願候也

年月日 住所 氏名

(團體ノ場合ハ連名トシ團長ノ頭ニハ團長ノ二字ヲ冠ス)

廣島縣知事殿

書式 (第二號)

獎勵金前渡願

今般何々海ニ出流希望ニ付獎勵金御下付方別途出願候處御許可ノ  
上ハ出流前其ノ幾部ノ前渡ヲ得度候間併セテ御許可相成度別紙理  
由書相添此段相願候也

年月日 住所 氏名

(團體ノ場合ハ團長ノ氏名)

廣島縣知事殿

第七條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者ハ其ノ農業倉庫ヲ他ニ讓渡、貸  
與又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ス但シ知事ノ認可ヲ受ケタル場合ハ  
此ノ限ニ在ラス

第八條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル  
トキハ知事ハ補助ノ指令ヲ取消シ又ハ已ニ交付シタル補助金ノ全  
部若ハ一部ヲ返還セシムルコトアルヘシ

一 豫定ノ工事ヲ施行セス又ハ其ノ買入ヲ爲ササルトキ

二 一年以上事業ヲ開始セス若ハ休止、廢止シタルトキ

三 第七條ノ規定ニ違背シタルトキ

四 業務上違法若ハ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ補助申請ニ關シ不正ノ  
行爲アリタルトキ

第九條 本規程ニ依リ提出スル書類ハ總テ所轄郡市役所ヲ經由スヘ  
シ

附 則

第十條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十一條 第四條中前年度十二月末日迄トアルハ大正七年度ニ在リ  
テハ大正七年四月末日限トス

第十四條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
第十五條 第四條中前年度十二月末日迄トアルハ大正七年度ニ在リ  
テハ大正七年四月末日限トス

廣島縣内務部農務課

大正九年十二月二十日印刷  
大正九年十二月二十三日發行

印刷所 廣島市十日市町二十五番地  
久保原印刷所

電話千三百五番

印刷人 廣島市十日市町二十五番地  
久保原淳二

327  
986

終

